

第69期

ディスクロージャー誌  
(上半期仮決算)

自 令和 3年4月 1日

至 令和 3年9月30日

土佐信用組合

(本店) 〒781-1101 土佐市高岡町甲 2137-1

TEL (088) 852-1211

(出張所) 〒781-1161 土佐市宇佐町宇佐 1683-3

TEL (088) 856-0040

# 事 業 報 告 書

## ご あ い さ つ

皆様には、平素より土佐信用組合に対し、格別のご愛顧とご支援を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

このたび、当組合へのご理解をより一層深めていただくため、令和3年度上期の現況をまとめました資料（ディスクロージャー誌）を作成しました。ご高覧を賜りますようお願い申し上げます。

当組合は、地域の皆様に本当に役に立つ金融機関を目指して、これまで以上に経営の健全化と基盤の強化に、役職員一丸となって全力を尽くす決意でございます。

今後とも、皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年11月

土 佐 信 用 組 合  
理 事 長 横 山 英 生

## 目 次

### 事 業 報 告 書

ごあいさつ	1	預金科目別平残・預金者別預金残高	2 1
庶務事項	2	貸出金科目別平残・有価証券種類別平残	2 1
貸借対照表（資産）	3	貸出金業種別残高・貸出金使途別残高	2 2
貸借対照表（負債及び純資産勘定）	4	消費者ローン・住宅ローン残高	2 2
貸借対照表（注記）	5・6・7・8	貸出金担保別残高	2 3
損益計算書	9・10	金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	2 3
損益計算書（注記）	10	コンプライアンス体制	2 4
ディスクロージャー誌		リスク管理体制及び自己資本比率規制	
土佐信用組合の概況		第3の柱（市場規律）に係る開示	2 4～3 4
現況・沿革・あゆみ	11・12	勧誘方針・経営者保証への対応方針	
経営理念・経営方針・重点目標	12	・個人情報の取り扱いについて	3 4～4 0
組織・役員一覧	13	本人確認法に関するお願い・預金保険制度について	4 1
常勤役職員・店舗一覧・営業地域	14	・キャッシュカード被害の抑制について	4 1・4 2
組合員数及び出資金・総代会制度・役割	14	改正利息制限法の施行について	4 2・4 3
総代選挙の概要・総代氏名	15・16	反社会的勢力に対する基本方針	4 3・4 4
主要勘定の推移	17	地域貢献に関するディスクロージャー	4 4～5 5
貸借対照表	3・4	（中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組み状況、金融円滑化法期限到来後の対応について）	4 8・4 9
貸借対照表（注記）	5・6・7・8	（苦情処理措置・紛争解決措置等の概要）	5 2～5 4
損益計算書	9・10	お客様満足度の向上に向けた取組み	5 5・5 6
損益計算書（注記）	10	主な手数料CD・ATM使用料、業務のご案内	5 7・5 8
係数表	17・18		
自己資本比率・係数表	19・20		

# 庶務事項

## ◎ 総代会

令和3年6月11日 通常総代会開催

決議事項

第1号議案 第68期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)計算書類承認の件

第2号議案 第69期事業計画および収支予算案承認の件

第3号議案 付帯決議の件

それぞれ原案通り承認可決

## ◎ 理事会

上半期 3回(令和3年4月23日、同5月26日、同7月14日)

## ◎ 登記事項

令和3年4月2日 令和3年3月31日現在の出資口数及び出資総額の変更登記

## ◎ 出資事項

組合員数 5, 993名

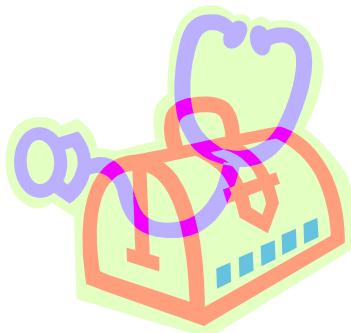
出資口数 267, 796口

出資金額 267, 796千円

## ◎ トピックス

令和3年6月27日 土佐信用組合大会 新型コロナウイルス感染症拡大のため中止

令和3年9月 7日 しんくみの日 献血



# 貸 借 対 照 表

(資 産 の 部)

(単位千円)

資 产	令和2年9月仮決算	令和2年度末	令和3年9月仮決算
科 目	金 额	金 额	金 额
<b>現 金</b>	<b>94,099</b>	<b>105,622</b>	<b>118,429</b>
預 け 金	14,956,487	13,677,231	16,284,542
有 価 証 券	20,530,469	20,301,022	19,508,907
国 債	231,583	229,077	228,694
社 債	8,253,642	7,903,585	7,918,339
株 式	210,892	206,880	211,777
そ の 他 の 証 券	11,834,352	11,961,478	11,150,095
<b>貸 出 金</b>	<b>2,649,620</b>	<b>2,700,214</b>	<b>2,728,706</b>
割 引 手 形	—	—	—
手 形 貸 付	167,278	169,900	163,700
証 書 貸 付	2,394,583	2,450,083	2,475,207
当 座 貸 越	87,758	80,230	89,798
<b>そ の 他 資 产</b>	<b>309,166</b>	<b>296,713</b>	<b>283,729</b>
未 決 済 為 替 貸	486	177	90
全 信 組 連 出 資 金	201,000	201,000	201,000
未 収 収 益	85,126	77,541	66,822
そ の 他 の 資 产	22,554	17,994	15,817
<b>有 形 固 定 資 产</b>	<b>257,539</b>	<b>250,810</b>	<b>245,244</b>
建 物	83,204	78,149	73,307
土 地	160,051	160,051	160,051
そ の 他 の 有 形 固 定 資 产	14,283	12,609	11,885
<b>無 形 固 定 資 产</b>	<b>12</b>	<b>12</b>	<b>12</b>
そ の 他 の 無 形 固 定 資 产	12	12	12
<b>繰 延 税 金 資 产</b>	<b>47,152</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>債 务 保 証 見 返</b>	<b>5,141</b>	<b>3,212</b>	<b>1,303</b>
<b>貸 倒 引 当 金</b>	<b>△89,091</b>	<b>△68,845</b>	<b>△69,852</b>
(うち個別貸倒引当金)	(△80,780)	(△60,213)	(△61,111)
<b>資 产 の 部 合 计</b>	<b>38,760,599</b>	<b>37,265,994</b>	<b>39,101,023</b>

# 貸 借 対 照 表

(負債及び純資産の部)

(単位千円)

負債及び純資産	令和2年9月仮決算	令和2年度末	令和3年9月仮決算
科 目	金額	金額	金額
<b>預 金 積 金</b>	<b>32, 968, 319</b>	<b>33, 454, 076</b>	<b>34, 292, 778</b>
当 座 預 金	50, 265	40, 029	34, 694
普 通 預 金	4, 352, 740	4, 482, 487	4, 759, 215
貯 蓄 預 金	4, 534	4, 526	4, 823
通 知 預 金	—	—	—
定 期 預 金	27, 374, 905	27, 984, 184	28, 354, 149
定 期 積 金	1, 165, 071	931, 570	1, 127, 674
そ の 他 の 預 金	20, 802	11, 279	12, 222
<b>借 用 金</b>	<b>2, 400, 000</b>	<b>—</b>	<b>700, 000</b>
<b>そ の 他 負 債</b>	<b>126, 600</b>	<b>101, 690</b>	<b>126, 942</b>
未 決 済 為 替 借	1, 408	1, 022	1, 176
未 払 費 用	42, 917	29, 381	35, 324
給 付 補 填 備 金	797	561	733
未 払 法 人 税 等	49, 962	34, 962	56, 076
前 受 収 益	812	977	955
払 戻 未 済 金	165	165	165
職 員 預 り 金	28, 950	30, 209	30, 744
そ の 他 の 負 債	1, 587	4, 408	1, 768
<b>代 理 業 务 勘 定</b>	<b>303</b>	<b>303</b>	<b>303</b>
<b>賞 与 引 当 金</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>10, 100</b>
<b>役 員 賞 与 引 当 金</b>	<b>—</b>	<b>6, 393</b>	<b>3, 195</b>
<b>退 職 給 付 引 当 金</b>	<b>60, 634</b>	<b>61, 559</b>	<b>63, 510</b>
<b>役 員 退 職 慰 労 引 当 金</b>	<b>16, 993</b>	<b>22, 978</b>	<b>25, 978</b>
<b>繰 延 税 金 負 債</b>	<b>—</b>	<b>90, 960</b>	<b>152, 121</b>
<b>債 务 保 証</b>	<b>5, 141</b>	<b>3, 212</b>	<b>1, 303</b>
<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>35, 577, 992</b>	<b>33, 741, 174</b>	<b>35, 376, 234</b>
<b>純 資 产 の 部</b>	<b>3, 182, 606</b>	<b>3, 524, 819</b>	<b>3, 724, 789</b>
出 資 金	267, 485	267, 796	268, 339
普 通 出 資 金	267, 485	267, 796	268, 339
利 益 剰 余 金	2, 993, 165	2, 971, 823	3, 012, 009
利 益 準 備 金	280, 000	280, 000	280, 000
そ の 他 利 益 剰 余 金	2, 713, 165	2, 691, 823	2, 732, 009
特 別 積 立 金	2, 536, 520 (うち退職給与積立金)	2, 536, 520 (36, 520)	2, 536, 520 (36, 520)
当 期 未 处 分 剰 余 金	176, 645	155, 303	195, 489
(当 期 純 利 益)	(68, 248)	(46, 906)	(53, 374)
そ の 他 有 債 証 券 評 価 差 額 金	△78, 044	285, 199	444, 441
<b>負 債 及 び 純 資 产 の 部 合 計</b>	<b>35, 584, 572</b>	<b>37, 265, 994</b>	<b>39, 101, 023</b>

(注記) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示。なお、以下の注記についても、表示単位未満を切り捨てて表示。

1. 有価証券の評価（その他有価証券）は、時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 有形固定資産償却方法:…………法人税法に基づく定額法（建物は税法基準の160%償却）尚、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。

3. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残高を引き当てております。

4. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

5. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると見込まれる額を計上しております。なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しており、当該企業年金制度における当組合の年金資産は、令和2年度末4億5,545万円であります。

6. 役員退職慰労引当金は役員への退職慰労金の支払いに備えるため、当期末における役員退職慰労債務に基づき支給見積額のうち、当期末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

7. リスク管理債権の状況

①貸出金のうち、破綻先債権額は2,123万円、延滞債権額は8,780万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

②貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は該当がございません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

③貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は該当がございません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の减免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

④破綻先債権額、延滞債権額及び3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1億903万円であります。なお、①から④に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

8. 有形固定資産の減価償却累計額…3億1,109万円減損損失累計額及び圧縮記帳額は該当ありません。

9. 理事及び監事に対する金銭債権総額……351万円

10. 資産のうち担保提供しているのは、預け金（定期預金）を為替決済保証金として2億円、借入金担保として8億円（借入金残高0円）です。

11. 出資1口当たりの純資産額は、1万2,224円64銭となります。

12. 当座貸越契約は、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1億281万円であります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものもあり、融資未実行残高が必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

13. 繰延税金資産の主な発生要因は、退職給付引当金6, 351万円などで、繰延税金資産額は1, 781万円となっております。また、金融商品に係る会計基準の適用に伴い、有価証券を時価評価することにより生じる評価差額に税効果を勘案した額を「その他有価証券評価差額金」として、4億4, 444万円を純資産に計上しております。これに伴う繰延税金負債1億6, 993万円は、前記繰延税金資産1, 781万円と相殺されており、1億5, 212万円となり負債計上しています。なお、自己資本比率算出時、その他有価証券評価差額金は加味されておりません（弾力化後）。また、時価評価した事で有価証券が6億1, 437万円残高増となっています。



#### 14. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託等であり、売買目的、満期保有目的としてではなく、その他の目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。為替リスクについては、一部の債券の利息配当金において為替リスクのあるものも含まれています。為替リスクのあるものは極力取扱わない方針です。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、取扱いは僅少です。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ①信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか管理部により行われ、また、定期的に経営陣による常任理事会（貸付審査会）や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

###### ②市場リスクの管理

###### (i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会は、ALM委員会からの報告を受け、現状の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはALM委員会において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会に報告しております。

###### (ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用部の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程等に従い行われております。資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

###### (iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「有価証券」「貸付金」「預け金」「預金」などの有利息資産と有利息負債とのギャップの市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう統合リスクの管理をしております。当組合のVaRは信組情報サービス（株）のモンテカルロ法とNBAの分散共分散法で保有期間を一年、信頼区間を99%、観測期間を五年として算出しており、令和3年9月30日現在で当組合の市場リスク量は1, 081百万円です。なお、当組合では月次でバックテストを行っており、蓄積したバックテストの結果（比較サンプル）から、VaRを超過した回数を求め、VaRの値が妥当であるか判断しています。またその超過の原因・分析を行いモデルの見直しやリスク計測の信頼性と整合性を確保しております。

### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行っております。資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理する必要がありますが、当組合においては、万一の緊急時に必要な資金の確保は十分に出来ております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金、預け金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

## 15. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
(1)預け金	16, 284	16, 263	△21
(2)有価証券 区分・その他有価証券	19, 560	19, 560	—
(3)買入金銭債権	—	—	—
(4)貸出金(*1) (貸倒引当金) (*2)	2, 728 (△68)	2, 954 (△68)	226
金融資産計	38, 572	38, 777	205
(1)預金積金 (*3)	34, 292	34, 360	68
(2)借用金	700	700	—
金融負債計	34, 992	35, 060	68

(\*1)貸出金、預け金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

償還日が特定できない当座貸越は、帳簿価格を時価としています。

(\*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*3)満期日が特定できない要求払預金は、帳簿価格を時価としています。

### (1)金融商品の時価等の算定方法

#### ○金融資産

##### (1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

##### (2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

##### (3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その帳簿価額。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR, SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。債務者の保有する信用リスク状態の違いは考慮せず、一種類の割引率で時価計算を行っております。

○金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帶および期間帶ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2)借用金

借用金については、帳簿価額を時価としております。

16. 有価証券の時価、評価差額、当期売却等に関する事項は次のとおりであります。

- ① 当期においては、その他有価証券は時価評価を行っております。なお、その他有価証券に係る貸借対照表計上額等は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価・償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	137	169	31
	債券	6,609	6,851	242
	国債	203	228	24
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	6,405	6,623	217
	その他	6,271	7,018	747
小計		13,018	14,039	1,021
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	47	33	△14
	債券	1,321	1,195	△126
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,321	1,195	△126
	その他	4,093	3,879	△214
小計		5,463	5,107	△355
合計		18,482	19,147	665

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、転換社債、事業債が含まれます。

3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

- ②当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

売却額	売却益	売却損
1,401	46	40

③有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落(50%以上、一部30%以上も含む)しているものについて、評価差額を当年の損失として償却処理しております。(令和3年度上半期償却 外国債券46,273千円、株式4,900千円。)

17. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券	699	2,486	3,639	1,206
(国債)	—	—	104	99
(社債)	699	2,486	3,534	1,107
その他	121	4,098	2,459	1,219
合計	820	6,585	6,098	2,425

# 損 益 計 算 書

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 3年 9月 30日

(単位千円)

科 目	令和2年9月仮決算	令和2年度末	令和3年9月仮決算
<b>経 常 収 益</b>	<b>2 9 0, 4 0 3</b>	<b>8 8 5, 6 0 1</b>	<b>3 5 9, 5 4 0</b>
資 金 運 用 収 益	2 6 7, 8 8 2	5 3 5, 8 8 3	2 7 9, 3 8 0
貸 出 金 利 息	2 5, 2 4 2	5 0, 6 2 5	2 4, 3 5 7
預 け 金 利 息	9, 0 3 1	1 7, 4 2 1	8, 0 1 2
有 価 証 券 利 息 配 当 金	2 2 8, 8 1 0	4 6 3, 0 3 9	2 4 1, 1 5 7
そ の 他 の 受 入 利 息	4, 7 9 8	4, 7 9 8	5, 8 5 3
役 务 取 引 等 収 益	2, 1 5 3	4, 5 2 5	2, 2 0 6
受 入 為 替 手 数 料	9 8 0	2, 0 2 1	1, 0 3 7
そ の 他 の 役 务 収 益	1, 1 7 2	2, 5 0 3	1, 1 6 8
そ の 他 業 务 収 益	1 2, 7 1 3	2 7 2, 3 0 0	6 2, 7 6 9
国 債 等 債 券 売 却 益	1 1, 4 0 3	2 2 7, 2 9 3	4 5, 8 7 2
国 債 等 債 券 償 還 益	1, 3 1 0	4 4, 8 8 4	1 6, 6 8 8
そ の 他 の 業 务 収 益	—	1 2 3	2 0 8
そ の 他 経 常 収 益	7, 6 5 3	7 2, 8 9 1	1 5, 1 8 3
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	1 4, 1 8 3	—
債 却 債 権 取 立 益	—	—	—
株 式 等 売 却 益	—	5 1, 0 0 7	1 8 5
そ の 他 の 経 常 収 益	7, 6 5 3	7, 7 0 1	1 4, 9 9 7
<b>経 常 費 用</b>	<b>1 9 6, 5 4 8</b>	<b>8 2 0, 0 3 1</b>	<b>2 7 0, 0 9 8</b>
資 金 調 達 費 用	1 6, 1 4 6	3 2, 4 2 3	1 8, 0 1 5
預 金 利 息	1 5, 4 1 2	3 1, 5 0 8	1 6, 8 8 8
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	2 8 1	5 7 8	2 7 7
借 用 金 利 息	△ 4 2 3	△ 1, 4 0 2	△ 6 7
そ の 他 の 支 払 利 息	8 7 5	1, 7 3 9	9 1 7
役 务 取 引 等 費 用	1, 3 8 3	3, 0 7 3	3, 2 2 1
支 払 為 替 手 数 料	8 0 8	1, 6 2 5	8 3 1
そ の 他 の 役 务 取 引 費 用	5 7 5	1, 4 4 7	2, 3 8 9
そ の 他 業 务 費 用	1 7, 4 7 8	4 8 8, 0 7 5	9 2, 7 7 7
国 債 等 債 券 売 却 損	—	—	4 0, 3 7 1
国 債 等 債 券 償 還 損	1 7, 4 7 8	3 0, 0 0 4	6, 1 3 3
国 債 等 債 券 償 却	—	4 5 8, 0 7 1	4 6, 2 7 3
そ の 他 の 業 务 費 用	—	—	—
<b>經 費</b>	<b>1 4 9, 3 6 1</b>	<b>2 7 7, 9 3 7</b>	<b>1 4 3, 9 2 9</b>
人 件 費	9 6, 5 5 0	1 7 9, 3 7 3	8 9, 1 1 2
物 件 費	5 0, 4 9 8	9 6, 1 9 6	5 2, 4 4 3
税 金	2, 3 1 3	2, 3 6 7	2, 3 7 2

科 目	令和2年9月仮決算 金額	令和2年度末 金額	令和3年9月仮決算 金額
その他の経常費用	12,177	18,521	12,154
貸倒引当金繰入額	6,063	—	1,007
貸出金償却	—	—	—
株式等売却損	—	—	—
株式等償却	—	—	4,900
その他の経常費用	6,114	18,521	6,247
経 常 利 益	93,854	65,569	89,442
特 別 収 益	—	—	—
特 別 費 用	0	0	0
固定資産処分損	0	0	0
税引前当期純利益	93,854	65,569	89,442
法人税、住民税及び事業税	23,768	17,601	35,795
法人税等調整額	1,838	1,061	272
法人税等合計	25,606	18,662	36,067
当 期 純 利 益	68,248	46,906	53,374
繰越金(当期首残高)	108,397	108,397	142,115
当 期 未 処 分 剰 余 金	—	155,303	—

- (注記) 1. 金融商品に係る会計基準を適用。当組合では保有する全ての有価証券を「その他有価証券」に区分し、償却原価法を適用しています。この結果、従来によった場合と比較して、経常利益・税引前当期利益とも1,027万円増加しております。
2. 出資一口当たりの当期純利益は、198円92銭となります。
3. その他の経常収益は法人税還付金（令和2年度分）14,834千円及び償却債券戻り益163千円。

## ★ ディスクロージャー誌 土佐信用組合の概況

私は当組合の令和3年4月1日から令和3年9月30日までの第69期の仮決算における貸借対照表、損益計算書の適正性、及び同書類作成にかかる内部監査の有効性を確認いたしました。

令和3年11月24日  
土佐信用組合  
理事長 横山英生

〈注〉 各表の金額は、単位未満を切り捨てて記載しておりますので、内訳項目の合計は、端数分が不一致の場合があります。

### I. 組合の現況・組織

#### 1. 現況

<u>本店所在地</u>	土佐市高岡町甲2137-1
<u>創立</u>	昭和28年4月4日
<u>組合員勘定</u>	32億8,034万円 (うち出資金) 2億6,833万円
<u>店舗数</u>	2店舗 役職員数 24名
<u>主要勘定</u>	預金積金残高 342億9,277万円 貸出金残高 27億2,870万円
<u>主たる業務</u>	1. 預金業務 2. 融資業務 3. 内国為替業務 4. 代理業務 5. その他の付随業務

#### 2. 沿革・あゆみ

昭和28年 4月	土佐市高岡町本町にて「高岡信用組合」を設立する
昭和34年 4月	現住所に店舗移転
昭和35年 6月	「土佐信用組合」に名称を変更する
昭和39年 8月	母の貯蓄運動開始
12月	母の生活大学開設
昭和41年 7月	宇佐出張所を宇佐町宇佐1689-2に開設
昭和51年 3月	現本店ビル新築
昭和56年 8月	全国信用組合共同センター加盟。預金業務オンラインシステム開始
昭和59年 7月	全銀為替加盟店
8月	預金量100億円達成
昭和62年11月	母の貯蓄の象徴「母の像」建立
平成3年 5月	融資業務オンラインシステム開始
平成7年 5月	「総会」より「総代会」に移行
平成9年 4月	ATM(現金自動預け払い機)を設置
平成11年 5月	ポスト第3次オンライン導入
平成12年 4月	郵貯(現・ゆうちょ銀行)CDオンライン提携
平成13年 6月	営業地区拡張(高知市・須崎市・吾川郡いの町(旧本川村・吾北村を除く)、春野町)
平成15年 4月	創立50周年

平成15年12月	預金量200億円達成
平成20年 3月	宇佐出張所を宇佐1683-3へ新築移転
平成21年 7月	閉店時間を3時30分から3時に変更
平成25年 8月	宇佐出張所ATM(現金自動預け払い機)設置
平成27年10月	出雲大社神殿、屋上より庭園へ新築移転

### 3. 経営理念

人々の幸福を願い  
豊かで健全な家庭と企業づくり  
活力ある地域づくりに貢献する。

### 4. 経営方針

- (1) お客様を大切にし、地域金融機関として信頼され、存在感のある“とさしん”を目指そう。
- (2) 健全経営を基本に、収益性と効率性の向上を目指そう。
- (3) 健康で、活力の満ちた明るい職場を目指そう。

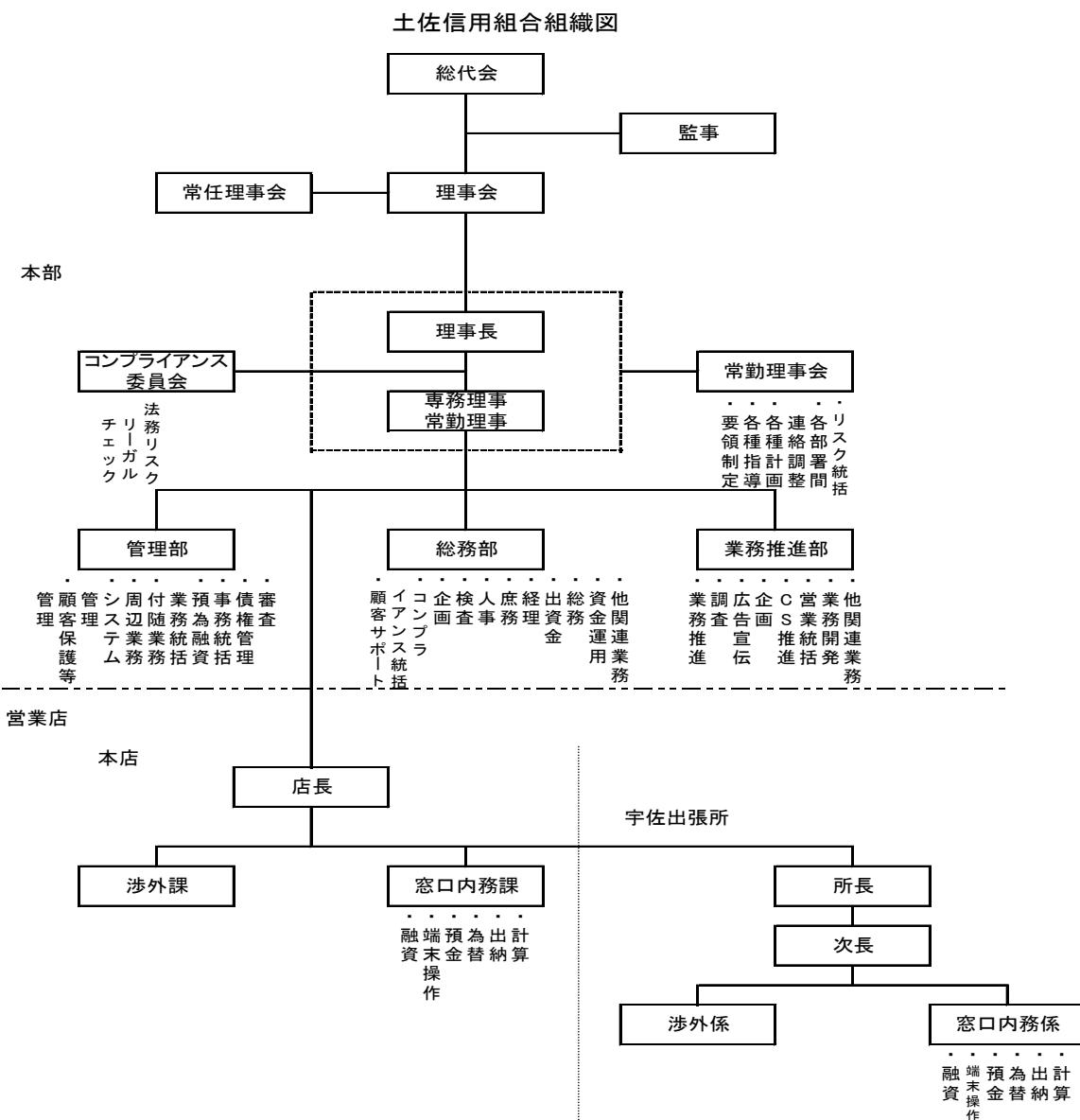
### 5. 重点目標

- (1) 経営の体质強化および健全性確保
  - ① 安定収益の確保と収益管理態勢の充実
    - 預貸率の現状維持、○住宅ローン・消費者ローンの推進(最重点として実施)、
    - 融資業務知識の向上(研修強化)、○新商品開発など
  - ② 経営の合理化・効率化
  - ③ 自己資本の増強
  - ④ 延滞債権の未然防止
  - ⑤ 業績確保のための具体的な実施項目
    1. 融資の推進・・・住宅・消費者ローンの推進
    2. 預金の推進・・・取引先数增加、定期積金の推進、若年層との取引拡大
    3. 余資運用の効率化
- (2) 協同組合組織・地域密着型金融機関としての特性発揮
  - ① 組合員との密着化
    1. 組合員、総代との結びつきの強化(相談業務)
    2. 組合員サービス向上(情報提供)・有利商品の販売
  - ② 地域密着型金融の取り組み
    1. 個人・零細企業者金融の円滑化
    2. 地域の利用者の利便性の向上
- (3) 企業原則や規範とコンプライアンス管理体制整備
  - ① 諸規程の整備(主として事務取扱要領の整備など)
  - ② 法令遵守意識の高揚(コンプライアンスプログラムの策定・実施、研修・検査などの計画的な実施、全職員コンプライアンスオフィサー資格取得等)
- (4) 統合的リスク管理の推進
  - ① 統合的なリスク管理を行う態勢の構築
  - ② 自己資本比率の向上



6、組織

令和3年9月30日現在



## 7、役員一覧

令和3年9月30日現在

理	事	長	橫	山	英	生	(※)
專務	理事		押	川	正	通	(※)
理	事		井	上	龍	雄	
理	事		松	岡	佐	紀	
理	事		森	田	久	男	(※)
理	事		宮	本	章	彥	(※)
監	事		安	間	力	勝	
監	事		藤	居		己	

理	事	矢	野	満	敏
理	事	清	水	健	太
理	事	桜	木	幸	雄 (※)
監	事	森		敬	幸

◇ 当組合は、職員出身者以外の理事の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。(※印は職員出身者)

## 8、常勤役職員

区分	令和2年9月末	令和3年9月末
常勤役員(男性)	3	3
職員〈男性〉	13	13
職員〈女性〉	8	8
合計	24名	24名

## 9、店舗一覧

令和3年9月30日現在

本店 土佐市高岡町甲2137-1 TEL 088-852-1211  
FAX 088-850-2111  
宇佐出張所 土佐市宇佐町宇佐1683-3 TEL 088-856-0040  
FAX 088-856-0167

## 10、営業地域

土佐市・吾川郡いの町（旧吾川郡吾北村および土佐郡本川村の地区を除く。）・高知市（旧土佐郡鏡村および土佐山村の地区を除く。）・須崎市

## 11、組合員数および出資金

(単位：人、千円)

区分	令和2年9月末		令和3年9月末	
	組合員数	出資金	組合員数	出資金
個人	5,832	265,833	5,932	266,781
法人	82	1,652	87	1,558
合計	5,914	267,485	6,019	268,339
出資配当		5%		5%

(注) 出資1口の金額は、1,000円です。

## 12、総代会について

### ■ 総代会制度

信用組合の中には、最高意思決定機関として総会制または総代会制をとっている組合があります。総会は組合員全員による会で、組合員が多くなると、簡単に開きにくくなりますので、代わりに総代会を設けることができるようになりました。

総代会制度とは組合員の中から選挙で選ばれた総代の皆様の会議、すなわち総代会におきまして信用組合の決算など経営全般に関する意思を決定する制度であります。

私たちの信用組合も平成7年度より総代会制に切り替えております。総代の定数は、100人以上115人以内となっております。現在の総代の任期は、令和4年2月22日までとなっております。

## ■ 総代選挙の概要

1. 選挙：連記式無記名投票	9. 選挙管理人：各地区に1名委嘱
2. 定数：100～115名 総代第1選挙区(本店)：75～85名 第2選挙区(宇佐)：25～30名	10. 選挙立会人：各地区に2名委嘱
3. 総代任期：3年	11. 投票用紙、書面：選挙長が決定
4. 総代就任時に80歳を超える者、被選挙権を有しない	12. 投票の終了：選挙管理人が宣告
5. 公告：組合掲示場	13. 開票：立会人立合の上選挙管理人開票
6. 選挙期日：任期満了の日の前30日	14. 無投票当選：選挙長が公告
7. 立候補：自薦または他薦	15. 就任承諾書：当選人より徴求 (当選の通知を受けた日より10日以内)
8. 選挙長：理事長	16. 選挙録：選挙管理人が作成

## ■総代氏名

順不同・敬称略

(R3.9.30現在)

氏 名	第1区	就任回数	氏 名	第1区	就任回数	氏 名	第1区	就任回数
岡林 昌次	藤並町	7回	横川 晴夫	芝	4回	広瀬 大祐	蓮池	4回
原 貴子	藤並町	2回	井上 妙子	相互	4回	種田 恵子	蓮池	1回
別役 三智	本町	2回	西原 美恵	相互	3回	野原 清司	蓮池	1回
松田喜美子	本町	7回	高橋 登志子	野尻	3回	清水 昭夫	波介	5回
森田 泰長	本町	7回	尾崎 泰子	野尻	3回	市原 昌直	波介	9回
矢野 満敏	本町	5回	田中すま子	野尻	3回	森岡 道雄	波介	9回
久保田真理子	本町	6回	岡本 雅道	井関	4回	豊永 正界	出間	4回
片山 千枝	本町	4回	矢野 和代	塙地	1回	川沢 啓一	出間	9回
藤田 尚希	本町	1回	濱村 恵	塙地	1回	塩見 文子	浅井	1回
横道 守	三島通	1回	森 晴子	三協	7回	塩見 英明	浅井	4回
田鍋 博道	中町	1回	楠 晶介	野田	6回	笛岡貢次郎	戸波	9回
松岡 佐紀	中町	6回	井上 美佳	野田	3回	戸田実知子	戸波	3回
小島 由香	中町	2回	森沢 良水	吹越	8回	森 康雄	戸波	1回
宮本 澄子	中町	4回	前川 貞	吹越	1回	横田 良生	戸波	9回
井上 龍雄	中町	6回	田原加奈子	吹越	1回	松岡 憲正	戸波	9回
岩郷アツ子	犬の場	1回	徳弘香代子	吹越	1回	宮地 秀憲	戸波	1回
山下 信子	犬の場	7回	福原 昭子	吹越	2回	山崎 幸恵	戸波	1回
矢野 一惠	田井	1回	福原 修一	吹越	9回	青木 隆明	北地	2回

氏名	第1区	就任回数	氏名	第1区	就任回数	氏名	第1区	就任回数
小笠原登	時戸	1回	福原由美	吹越	3回	石立奈穂子	北地	4回
吉永雅一	東町	7回	福原章芳	天崎	3回	玉野嘉枝	弘岡	7回
佐野洋子	東町	2回	戸梶靖子	八幡	7回	見元茂寿	弘岡	5回
植田可乃	東町	6回	池田優子	八幡	5回	福原吉宗	春野	1回
笹岡悦子	東町	4回	伊東聖隆	清滝	8回	千光士尉彦	高知	6回
北村惠美子	東町	1回	石元康夫	東灘	4回	下村佳枝	高知	3回
森沢清臣	森畠	7回	石元千賀	東灘	3回	安間力	高知	3回
野瀬美智子	辻	2回	桜木幸雄	鳴川	2回	横山英生	須崎	1回
中平理砂	京間	1回	赤石澤さわ	鳴川	1回			
市原政男	芝	4回	眞鍋美和	鳴川	1回			
森田初喜	芝	4回	吉良隆博	西山	1回			

氏名	第2区	就任回数	氏名	第2区	就任回数	氏名	第2区	就任回数
(有)萩の茶屋	橋田	6回	坂本耕一	東仲町	3回	森田久男	福岡	9回
山本年和	橋田	1回	松岡誠	東仲町	1回	押川正通	福岡	1回
山本大海	東郷	1回	益田英夫	仲町	5回	浜田耕輔	福浜	2回
川村寛二	東郷	1回	奥田幸男	東新町	5回	上野幸彦	福浜	3回
橋田洋一	旭町	6回	伊藤誠朗	東新町	5回	坂本恭誠	福浜	4回
久保始	旭町	3回	山中義久	東新町	9回	西村達也	福浜	4回
益省藏	東町	9回	山本正直	東新町	1回	井本美江子	井ノ尻	9回
高見玲子	東町	5回	濱崎宏和	西新町	2回	竹村博	灘	9回
内田作男	東仲郷	3回	松岡茉記	西ノ丁	9回	松岡正悟	灘	4回
益佐和子	東仲町	6回	黒木裕貴	西ノ丁	3回	明神君枝	新居	7回

以上 第1選挙区(本店)84名・第2選挙区(宇佐)30名

(現在の総代の任期は、平成31年2月23日～令和4年2月22日迄です。)



## II. 経理・経営内容

### 1、主要勘定の推移

		平成29年度末	平成30年度末	平成31年度末	令和2年度末	令和3年9月仮決算
利 益	経常収益	536,494	541,687	736,792	885,601	359,540
	経常利益	174,501	144,742	117,711	65,569	89,442
	業務純益	151,042	133,681	72,216	11,200	86,304
	当期利益金	124,077	116,524	92,636	46,906	53,374
残 高	預金残高	30,342	30,704	31,765	33,454	34,292
	貸出金残高	2,442	2,082	2,212	2,700	2,728
	有価証券残高	19,407	19,431	18,432	20,301	19,508
	総資産額	34,261	34,640	34,712	37,265	39,101
	純資産額	3,007	3,111	3,191	3,226	3,280
自己資本比率		14.98%	14.89%	15.33%	14.86%	14.62%

(注) 残高は、期末日現在。

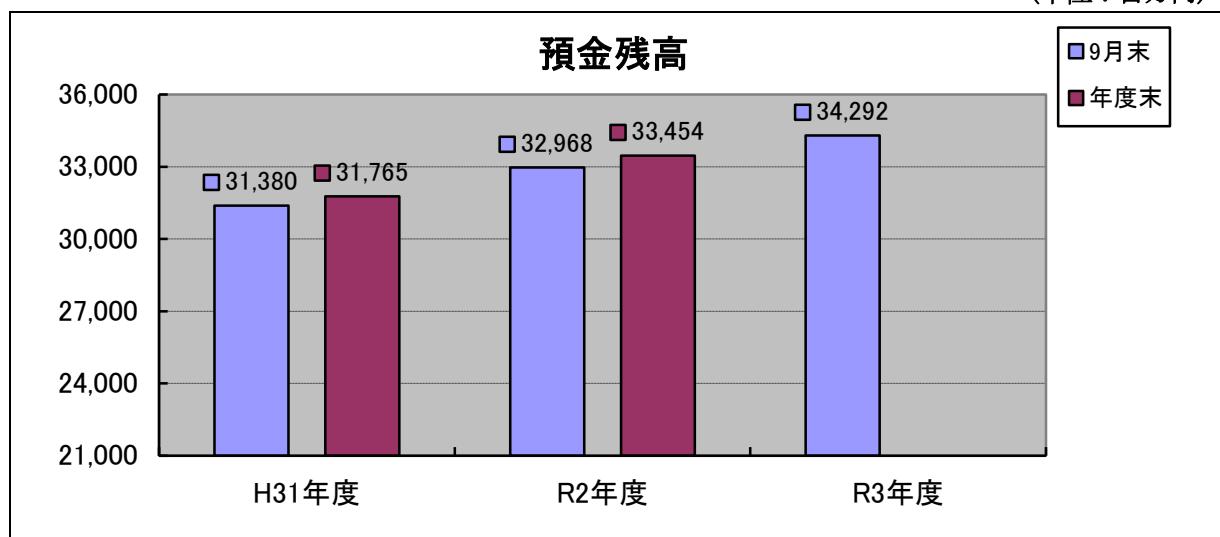
(単位: 利益は千円、残高は百万円)

2、貸借対照表 P. 3.4 頁 (注記P. 5.6.7.8 頁) 参照

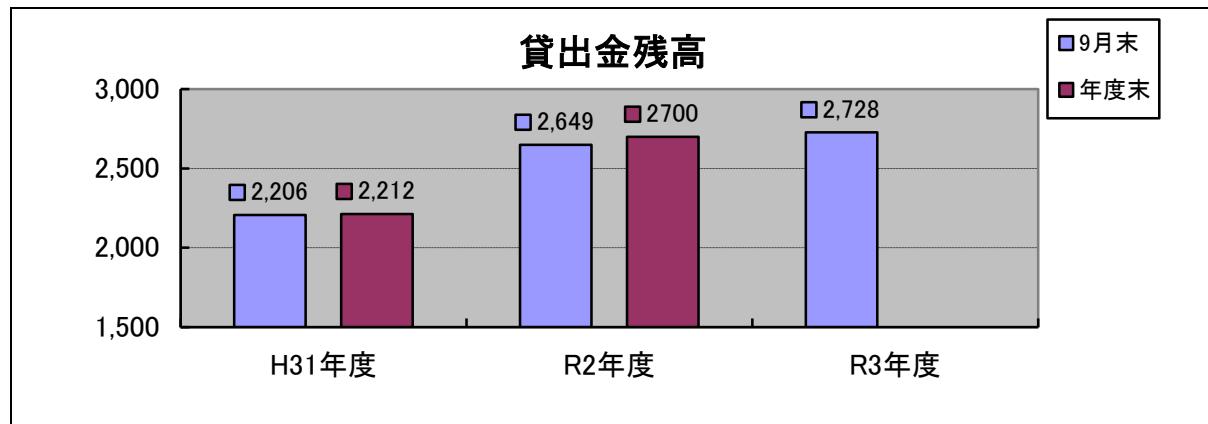
3、損益計算書 P. 9.10 (注記P. 10 頁) 参照

4、係数表

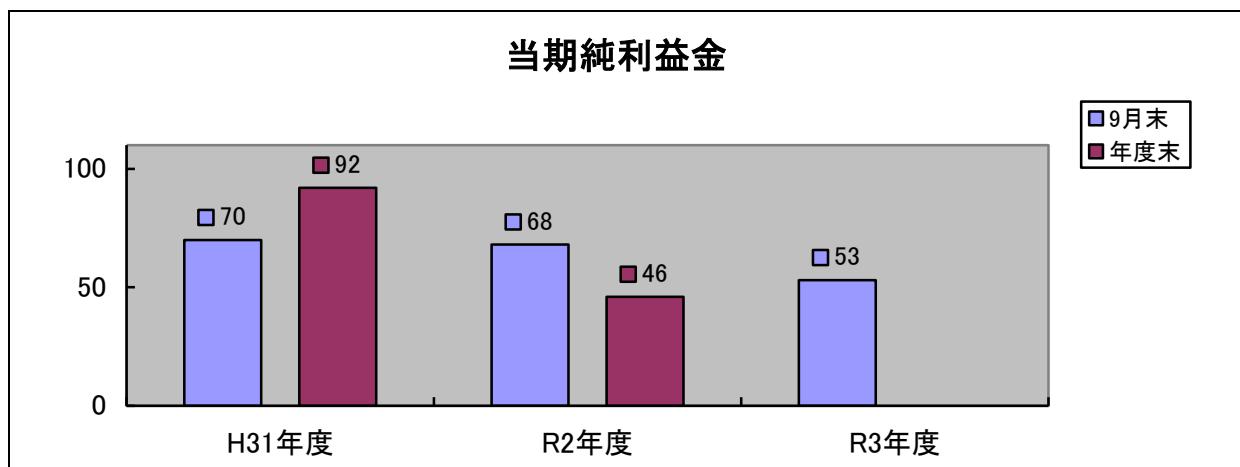
(単位: 百万円)



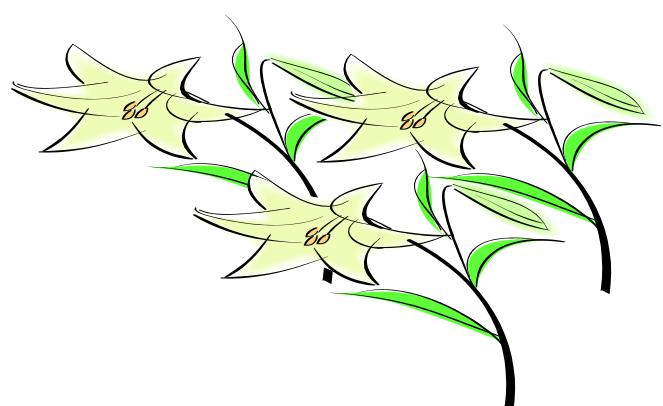
(単位：百万円)



(単位：百万円)



(単位：%)



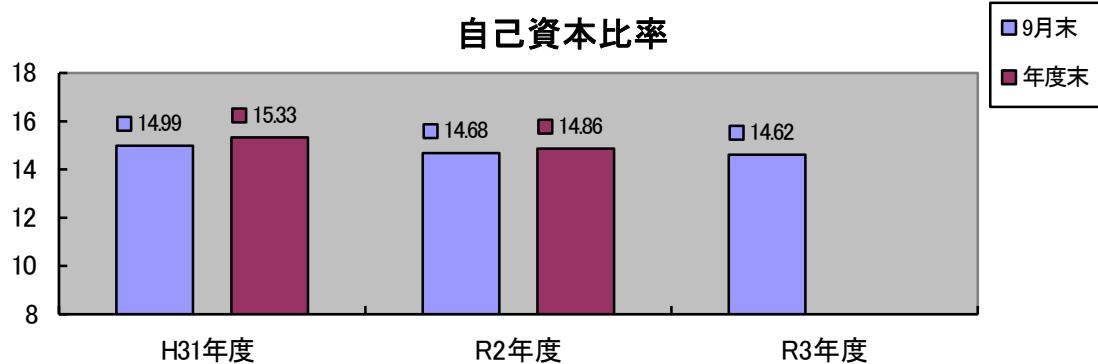
## 5、自己資本比率

(単位：千円. %)

項目		令和2年9月末	令和3年9月末
		経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	3,260,650	/	3,280,348
うち、出資金及び資本剰余金の額	267,485	/	268,339
うち、利益剰余金の額	2,993,165	/	3,012,009
うち、外部流出予定額(△)	—	/	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	/	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	8,311	/	8,741
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	8,311	/	8,741
うち、適格引当金コア資本算入額	—	/	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	/	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	/	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	/	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,268,961	/	3,289,089
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	9	/	9
うち、のれんに係るもの額	—	/	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9	/	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	/	—
適格引当金不足額	—	/	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	/	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	/	—
前払年金費用の額	—	/	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	/	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	/	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	/	—
信用協同組合連合会の対象出資等の額	—	/	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	/	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	/	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	/	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	/	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	/	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	/	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	/	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	/	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	9	/	9
自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ)	3,268,952	/
			3,289,080

リスク・アセット等	(3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		21,448,641	/	21,616,344
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		—	/	/
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）		—	/	/
うち、繰延税金資産		—	/	/
うち、前払年金費用		—	/	/
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー		—	/	/
うち、上記以外に該当するものの額		—	/	/
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		815,430	/	872,524
信用リスク・アセット調整額		—	/	/
オペレーション・リスク相当額調整額		—	/	/
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	22,264,071	/	22,488,869
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (二))		14.68%	/	14.62%

- (注) 1. 仮決算期のため、利益金は次期繰越しに計上。外部流出分も含んでおります。  
 2. 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。



### III. 資金調達

#### 1、預金科目別平残

(単位:百万円. %)

科 目	令和2年度末		令和3年9月末	
	金額	構成比	金額	構成比
当 座 預 金	50	0. 1	52	0. 1
普 通 預 金	4, 298	13. 0	4, 641	13. 6
貯 蓄 預 金	4	0. 0	4	0. 0
通 知 預 金	—	—	—	—
定 期 預 金	27, 481	83. 4	28, 276	83. 1
固定金利定期預金	27, 964	84. 9	28, 334	83. 3
変動金利定期預金	19	0. 0	19	0. 0
定 期 積 金	1, 088	3. 3	1, 018	2. 9
そ の 他 の 預 金	12	0. 0	10	0. 0
合 計	32, 936	100. 0	34, 004	100. 0

(注) 固定金利定期預金、変動金利定期預金には、末残高、構成比を計上しております。

#### 2、預金者別預金残高

(単位:百万円. %)

区 分	令和2年度末		令和3年9月末	
	金額	構成比	金額	構成比
個 人	32, 343	96. 7	33, 077	96. 5
法 人	1, 110	3. 3	1, 215	3. 5
一般 法 人	906	2. 7	989	2. 9
金融 機 関	—	—	—	—
公 金	203	0. 6	225	0. 7
そ の 他	—	—	—	—
合 計	33, 454	100. 0	34, 292	100. 0

### IV. 資金運用

#### 1、貸出金科目別平残

(単位:百万円. %)

科 目	令和2年度末		令和3年9月末	
	金額	構成比	金額	構成比
割 引 手 形	0	0. 0	—	0. 0
手 形 貸 付	166	6. 5	165	6. 0
証 書 貸 付	2, 313	90. 2	2, 480	90. 9
当 座 貸 越	84	3. 2	82	3. 0
合 計	2, 564	100. 0	2, 728	100. 0

#### 2、有価証券種類別平残

(単位:百万円. %)

区 分	令和2年度末		令和3年9月末	
	金額	構成比	金額	構成比
国 債	204	1. 0	204	1. 0
地 方 債	—	—	—	—
社 債	8, 576	41. 9	7, 898	40. 3
株 式	236	1. 1	204	1. 0
そ の 他 証 券	11, 439	55. 9	11, 247	57. 5
合 計	20, 457	100. 0	19, 554	100. 0

### 3、貸出金業種別残高（令和3年9月末）

(単位：百万円. %)

業種別	総貸出額						3ヶ月以上延滞エクスポートージャー	
	貸出先数		金額		合計			
	先数	構成比	設備資金	運転資金	金額	構成比		
製造業	8	1.6	20	215	236	8.7	-	
農業、林業	8	1.6	16	26	43	1.6	4	
漁業	2	0.4	—	0	0	0.0	-	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	-	
建設業	6	1.2	6	77	84	3.1	-	
電気、ガス、熱供給、水道業	4	0.8	11	6	17	0.6	-	
情報通信業	2	0.4	—	12	12	0.4	-	
輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	-	
卸売・小売業	16	3.3	12	132	144	5.3	5	
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	-	
不動産業	—	—	—	—	—	—	-	
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	-	
学術研究、専門・技術サービス業	1	0.2	—	2	2	0.1	-	
宿泊業	—	—	—	—	—	—	-	
飲食業	7	1.4	39	94	133	4.9	39	
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	-	
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	-	
医療、福祉	2	0.4	8	32	41	1.5	-	
その他の各種サービス	30	6.1	105	168	273	10.0	0	
その他の産業	1	0.2	0	—	0	0.0	-	
小計	87	17.7	221	767	988	36.2	49	
地方公共団体	1	0.2	123	—	123	4.5	-	
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—	—	—	-	
個人(住宅・消費・納税資金等)	404	82.1	1,313	302	1,616	59.2	2	
合計	492	100.0	1,658	1,070	2,728	100.0	52	

### 4、貸出金使途別残高

(単位：百万円. %)

区分	令和2年度末		令和3年9月末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	1,038	38.4	1,070	39.2
設備資金	1,661	61.5	1,658	60.7
合計	2,700	100.0	2,728	100.0

### 5、消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円. %)

区分	令和2年度末		令和3年9月末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	93	7.5	66	5.1
住宅ローン	1,145	92.4	1,211	94.8
合計	1,238	100.0	1,277	100.0

## 6、貸出金担保別残高

(単位：百万円. %)

区分	令和2年度末		令和3年9月末	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	125	4.6	131	4.8
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	1,068	39.5	1,074	39.3
その他の	—	—	—	—
小計	1,193	44.1	1,205	44.1
信用保証協会・信用保険	560	20.7	566	20.7
保証用	946	35.0	956	35.0
合計	2,700	100.0	2,728	100.0

## 7、金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円. %)

区分		債権額(A)	担保・保証等(B)	貸倒引当金(C)	保全額 D=B+C	保全率 D/A	貸倒引当金 引当率 C/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度末	59	14	45	59	100.0	100.0
	令和3年9月仮決算	70	12	58	70	100.0	100.0
危険債権	令和2年度末	60	39	15	55	89.8	75.9
	令和3年9月仮決算	38	35	2	38	100.0	100.0
要管理債権	令和2年度末	—	—	—	—	—	—
	令和3年9月仮決算	—	—	—	—	—	—
不良債権	令和2年度末	119	54	60	114	93.7	89.0
	令和3年9月仮決算	109	47	61	109	100.0	100.0
正常債権	令和2年度末	2,585					
	令和3年9月仮決算	2,622					
合計	令和2年度末	2,704					
	令和3年9月仮決算	2,731					

- (注) 1. 「破綻更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「三ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

## V. その他経営理念・方針・体制

### 1. コンプライアンス体制

当組合では、経営の健全性を高め、地域社会や組合員より得られた信頼を維持・増強するためには、法令やルールを厳格に遵守することが基本であると考えています。

このため「コンプライアンス推進規程」で推進・管理体制などを定め、全役職員が実践しなければならないコンプライアンスの基本方針、行動規範及び遵守すべき法令等の内容を取りまとめた「コンプライアンス・ハンドブック」を作成・配布し、役職員の研修に努めています。

また、実践状況については、自己チェックを行うとともに、役職員の相互けん制機能（内部検査の実施など）を十分に発揮するチェック体制をとっています。

### 2. リスク管理体制及び自己資本比率規制第3の柱（市場規律）に係る開示

金融機関を取り巻く環境や業務の変化などに伴い、経営に重大な影響を及ぼすリスクも多様化・複雑化しており、経営においてリスク管理の重要性が増大しています。当組合は健全な経営を維持・継続していくために、リスク管理体制の整備・強化に努めています。

※自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成25年度からは新告示に基づく開示を行っております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

#### 自己資本比率規制第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実状況

##### ■自己資本比率規制第3の柱に係る定性的な事項

###### （1）自己資本調達手段の概要

当組合は優先出資法に基づく優先出資は発行しておらず、自己資本調達手段は普通出資金のみです。

令和3年度9月末出資金の額は、2億6,833万9千円となっております。

今後も、出資金増加による資本充実は控え、適切な純利益をあげることにより、内部留保に努め、資本充実を図ってまいります。

###### （2）自己資本の充実度に関する評価方法の概要

令和3年度9月末の自己資本の額は、32億8,908万円（その他有価証券評価差額金4億4,444万円を加味せず）となり、自己資本比率14.62%

（実力ベース、弾力化後とも同じ）は国内（4%）・国際（8%）基準を大きく上回っており充実していると考えております。（P. 19・20参照）

### (3) 各種リスク

#### ■ 信用リスクに対する事項

##### ①. リスク管理方針等

融資面では、取引先の財務状況の悪化や倒産などにより、貸出金やその利息などを回収できなくなり、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、理事会の中に常勤役員3名と非常勤理事3名、計6名による常任理事会を設け、主に融資案件の審査や有価証券の運用方針や運用状況の検討などを行っております。

常任理事会における融資案件の審査は、事業計画、資金使途、返済能力、担保評価などについて詳細に亘って検討を行っています。

基本的に1,000万円超の貸出に対しては、連帯保証人とともに不動産担保を差し入れていただき、貸出先業種も一業種に偏らないように注意を払っています。その他県保証協会、民間の保証会社の保証を付ける方法も行っています。

(P. 22・23 貸出金業種別・担保別残高参照)

また、融資に伴うリスクについては「貸出金に関するリスク管理方針」で融資姿勢の適正化、貸出金の管理の強化を図っており、職員の資質向上についても通信教育の実施、各種研修会への参加等積極的に取組んでいます。

また、資産の実態把握（自己査定）も信用リスク管理の一環であり企業会計原則などに基づいた適正な償却・引当を行うため、各担当者（管理部、総務部、資金運用役員）が一次査定を行いプロジェクトチーム（役員2名、役席職員2名）が二次査定を行い検証の上理事会に報告しています。

有価証券運用に伴うリスクについては、後記の市場関連リスクを参照ください。当組合では、自己資本比率規制第1の柱（最低所要自己資本比率）の算定においてはリスクウェイトの計測手法は標準的手法（当局が設定したリスク・ウェイトを使用、従来よりリスク感応度の高い枠組み）を採用しております。

※貸出金に対するリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の判定先は、

当組合の貸出先が零細企業、個人であり取得しておらず使用しておりません。

※有価証券（債券の種類ごと）に対するリスク・ウェイトの判定に使用する適格

格付機関は下記の格付機関を利用しております。

分 類	格 付 機 関
国内債	日本格付投資情報センター（R & I）
	日本格付研究所（J C R）
外国債	スタンダード&プアーズ社（S & P）
	ムーディーズ社（M O O D Y S）

## ※ 貸倒引当金の計上基準

(P. 5 貸借対照表注記3参照)

### ②. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針等

標準的手法を採用の当組合では、リスク削減手法として、自組合預金の担保差入分及び保証付貸出の中で、上場会社で格付けAA以上を取得している保証会社のみ削減効果として勘案しております。

貸出金と自組合預金の相殺や、その他の信用リスク削減手法は採用しておりません。

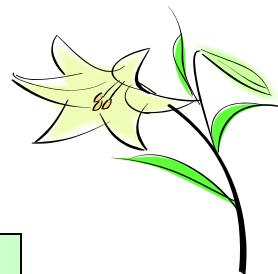
### ③. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理

#### に関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

### ④. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化取引は行っておりません。



## ■オペレーション・リスク（事務リスク・システムリスク）

### ①. 事務リスク管理方針

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起すことにより金融機関が損害を被るリスクのことです。

当組合では事務処理の指針となる規程・要領などの整備・改善を行い、職員への周知徹底を図るとともに、本部による臨店検査、営業店による自店検査や監事による監査の実施など組合内部での相互けん制機能を高めることにより、事務リスク発生の未然防止に取組んでいます。

### ②. システムリスク管理方針

コンピュータ・システムの障害又は誤作動などによるシステムの不備やコンピュータが不正使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合はオンラインシステムを信組情報サービス（信組共同センター）に委託し、バックアップ体制の整備なども行っており、外部からのアクセス及びデータ改ざんの防止措置のほか、営業店での端末操作はカードによる規制を行うなど、不正防止措置を講じています。

### ③. 事務リスク相当額の算出手法

基礎的手法により、過去3年間の粗利益の平均値をベースとし、その15%相当額としています。

## ■ 流動性リスク

### ①. 流動性リスク管理方針

予期せぬ資金の流出などにより、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の混乱などにより不利な価格での取引を余儀なくされることなどにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、調達と運用の状況や、資金調達力を常時把握し、万一の緊急時に必要な資金の確保ができる管理体制をとっています。

## ■ 市場関連リスク

### ①. 市場リスク管理方針

市場の金利、為替相場や株式相場などの変動により、保有資産（有価証券など）の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクのことであり、具体的には、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクが含まれます。

当組合では、市場関連リスクに関する情報を収集するとともに、調達（預金など）と運用（貸出金、預け金、有価証券など）の利回りや構成割合、有価証券の時価評価などについて定期的に把握・分析し、厳正な管理を行うことにより、適切かつ安全な運用を目指すとともに、保有資産の健全性維持に努めています。

### ②. 金利リスク（銀行勘定における金利リスク）算出方法

「有価証券」「貸付金」「預け金」「預金」などの有利息資産と有利息負債とのギャップの市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう統合リスクの管理をしております。当組合のVaRは信組情報サービス(株)のモンテカルロ法とNBAの分散共分散法で保有期間を一年、信頼区間を99%、観測期間を五年として算出しております。

※ 算出方法は、NBAや全信組連、信組情報サービス(株)により提供されるALM(収益管理システム)を導入し、それにより計測したものです。コア預金（明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって隨時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金）は普通預金の残高から決済用預金の残高を差し引いた額の2分の1相当額と定義し、その額を期間2.5年に振り分けて計測しています。

## ■ 出資等又は株式等エクスポートナーに関するリスク

### ①. 出資等又は株式等エクスポートナーに関するリスク管理方針

前述の市場リスク管理方針を基本に「市場関連リスク管理規程」「有価証券運用基

準」「ロスカットルール」等の規程・要領類において、格付けの保有限度額、ソブリン債の保有限度額などを検証し、ロスカットルール(20～40%以上価格低下)に該当したもの、またその他重要な報告事項が発生した場合は、理事会に報告をしきん制機能を働かせ、適切かつ安全な運用を目指しています。

(P. 21 有価証券種類別平残参照)

### ■ 統合的なリスク管理におけるリスク量算出方法

#### ①. 信用リスク

信用リスク相当額は、自己資本比率算出時のリスク・アセット等の額の合計額の2%相当と仮定しております。

#### ②. 市場リスク

##### ① バンキング勘定の金利リスク

「有価証券」「貸付金」「預け金」「預金」などの有利息資産と有利息負債とのギャップの市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう統合リスクの管理をしております。当組合のVaRは信組情報サービス(株)のモンテカルロ法とNBAの分散共分散法で保有期間を一年、信頼区間を99%、観測期間を五年として算出しております。

##### ②価格変動リスク

保有株式の時価変動によるリスクであり、保有株式簿価総額の30%相当額といたします。

#### ③. オペレーションル・リスク

自己資本比率規制による基礎的手法採用(前述の事務リスク参照)

#### ④. その他

総合的なリスク管理における「自己資本総額」は、リスク資本として配賦する観点から、コア資本に係る基礎項目の額は、32億8,034万円(「出資金・利益剰余金等」の額)に、「一般貸倒引当金コア資本算入額874万円」を加算した額よりコア資本に係る調整項目の額0万円(9千円)を差し引いた額としております。「その他有価証券評価差額金4億4,444万円」は加味されておりません。

(P. 19、20 自己資本比率参照)

■ バンキング勘定の金利リスク

令和3年9月末

(単位：百万円)

【運用勘定】	リスク量	【調達勘定】	リスク量
貸出金	58	定期性預金	△42
預け金	22	コア預金	△13
有価証券	377	その他	0
有価証券以外	0	調達勘定合計②	△56
その他の	0		
運用勘定合計①	458	リスク量合計(①+②)	402

(注1) 全信組連、信組情報サービス(株)により提供されるALM(収益管理システム)を導入し、それにより計測したものです。

■ 自己資本比率規制第3の柱に係る定量的な事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年3月末	令和3年9月末
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	3,226	3,280
(1) うち、出資金及び資本剰余金の額	267	268
(2) うち、利益剰余金の額	2,971	3,012
(3) うち、外部流出予定額(△)	△13	—
(4) うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	8	8
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額(5)	8	8
コア資本に係る基礎項目の額(イ) = (1) + (2) + (3) + (4) + (5)	3,235	3,289
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)を除く。の額の合計額	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額(6)	0	0
コア資本に係る調整項目の額(ロ) = (6)	0	0
自己資本の額(ハ) = (イ) - (ロ)	3,235	3,289

(注1) P. 19、20参照



## 2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年3月末	令和3年9月末
信用リスクに対する所要自己資本の額	835	864
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	34	34
単体自己資本比率	14.86%	14.62%
自己資本総額よりコア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額を控除したコア資本に係る基本項目比率	14.82%	14.58%
単体自己資本比率算出時の分母の額に4%を乗じた額	870	899

(注1) 信用リスクに対する所要自己資本の額=(資産項目+オフバランス等取引項目+CVAリスク相当額を8%で除して得た額)×4%

(注2) 証券化エクスボージャーの取扱いはありません。

(注3) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額=オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額×4% なお、オペレーショナル・リスク相当額の算出手法は基本的手法のみです。

## 3. 信用リスクに関する事項

### ①信用リスクに関するエクスボージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

主な種類別	令和3年3月末		令和3年9月末	
	期末	残高	期末	残高
運用資産	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
預け金	13,685	—	16,923	—
貸出金	2,701	5,762	2,730	5,862
有価証券(株式を除く)	19,771	2,222	18,751	2,090
その他の	406	—	402	—
その他資産	390	—	395	—
合計	36,955	7,984	38,573	7,952

(注1)各種類別オンバランス取引には未収利息(預け金8百万円、貸出金1百万円、有価証券56百万円)を含んでおります。

(注2)貸出金においては自己資本比率算出時、個別貸倒引当金(61百万円)分が控除されておりますが本残高には含まれております。

(注3) 平成26年3月末より、自己資本比率算出方法の変更により、有価証券残高には評価損・益は含まず帳簿価格となっております。以下、②信用リスクの種類別残高等についても同様です。



### ②信用リスクの種類別残高等

#### ◎地域別期末残高

(単位：百万円)

主な種類別	令和3年3月末		令和3年9月末	
	国内	国外	国内	国外
預け金	13,677	—	16,284	—
貸出金	2,640	—	2,667	—
有価証券	11,838	7,864	12,412	6,282
その他の	406	—	402	—

本表には、未収利息・個別貸倒引当金を含んでおりません。

## ◎取引相手別

(単位:百万円)

主な種類別	令3年3月末				令和3年9月末			
預け金	系統機関	11,055	外金融機関	2,629	系統機関	12,094	外金融機関	4,198
貸出金	個人	1,929	法人	712	個人	1,990	法人	678
(貸出金取引相手別計)	2,641				2,668			
金融機関向け	—				—			
法人等向け	142				137			
中小企業・個人等	195				196			
抵当権付住宅ローン	701				678			
三ヶ月以上延滞等	14				8			
信用保証協会等保証付	547				551			
上記以外	1,041				1,095			
有価証券取引相手別計	19,771				18,751			
日本国政府向(円建)	317				294			
外国中央政府	228				707			
日本の政府関係機関	301				310			
国際開発銀行向け	146				29			
外国政府以外の公共部門	833				229			
他の金融機関・証券会社向け	2,601				2,743			
事業法人等	11,315				9,541			
上記以外の債券	4,026				4,894			
出資・株式等	406				402			

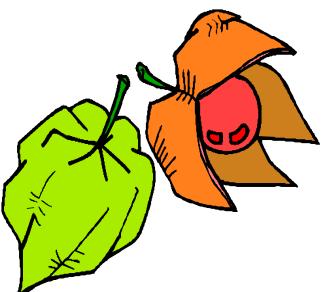
貸出業種別は、P. 22の貸出金業種別残高を参照ください。本表は未収利息を含んでおり、貸出金取引相手別残高は個別貸倒引当金が控除されております。また、有価証券(株式を除く)、預け金についても未収が加算されたものとなっております。

## ◎残存期間別残高

(単位:百万円)

期間	貸出金		有価証券		出資・株式など		預け金	
	令和2年度末	令和3年9月末	令和2年度末	令和3年9月末	令和2年度末	令和3年9月末	令和2年度末	令和3年9月末
定め無し	55	52	2,079	2,964	406	402	3,237	6,144
3ヶ月以内	373	360	297	121	—	—	745	1,144
6ヶ月以内	159	115	503	100	—	—	1,700	900
1年以内	156	233	221	599	—	—	2,044	1,695
3年以内	413	409	4,769	3,883	—	—	5,250	6,000
5年以内	423	437	2,350	2,702	—	—	—	—
7年以内	328	315	3,620	3,327	—	—	—	300
10年以内	345	326	2,401	2,771	—	—	700	100
10年超	443	477	3,663	2,425	—	—	—	—

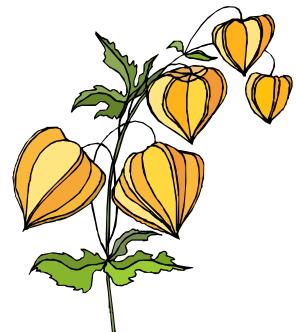
(注1)有価証券残高は、時価評価前の帳簿価格にて表示しております。



◎ リスク・ウェイトの区分ごとの残高

(単位：百万円)

告示で定めるリスクウェイト (%)	信用リスク削減効果適用後	
	令和2年度末	令和3年9月末
0	1, 443	1, 404
10	359	367
20	17, 139	18, 949
35	701	678
50	5, 937	5, 331
75	196	197
100	9, 072	9, 387
150	20	25
200	—	—
250	2, 025	2, 169
1, 250	—	—
その他	—	—
合 計	36, 895	38, 511



1. 信用リスク削減手法に関する事項

標準的手法を採用の当組合では、リスク削減手法においては、自組合預金の担保差入分及び上場会社で格付けAA以上を取得している保証会社の分のみ削減効果として勘案しております。貸出金と自組合預金の相殺や、その他の信用リスク削減手法は採用しておりません。

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証	
	令和2年度末	3年9月末	令和2年度末	3年9月末	令和2年度末	3年9月末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポート	163	164	3	2	—	—
①法人等向け	27	20	—	—	—	—
②中小企業等・個人向け	59	61	3	2	—	—
③三ヶ月以上延滞等	11	5	—	—	—	—
④その他	64	76	—	—	—	—

2. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合では、本取引は直接的に行っておりませんので開示項目はございません。しかし、有価証券運用での証券投資信託の一部に派生商品取引を行っているものがあり、自己資本比率算出時にはオフバランス取引として計測しております。

### 3. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当なし。

### 4. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 (単位：百万円)

	令和2年度末			令和3年9月末		
貸借対照表計上額・時価など	取得原価	時価評価額	評価差額	取得原価	時価評価額	評価差額
株式	203	206	3	199	211	12
出資金	202	202	—	202	202	—
子会社、関連会社、その他有価証券	—	—	—	—	—	—
売却・償却・評価損益など	令和2年度末			令和3年9月末		
出資又は株式等の売却・償却に伴う損益	売却額	売却益	売却損・償却	売却額	売却益	売却損・償却
株 式	122	51	—	1	0	4
出 資	—	—	—	—	—	—
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益	3			12		

### 5. 銀行勘定における金利リスクに関して当組合が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(単位：百万円)

令和2年度末	令和3年9月末	前期比増減額
333	402	69

運用勘定・調達勘定の各リスク量は、p. 29を参照ください。

### 6. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和2 年度末	令和3 年度 9月末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	1,973	2,472
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(注) ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課方式について信用リスク・アセットの算出方法は、ファンド内の個々の組入れ資産のリスク・アセットを算出し合算するルック・スルー方式です。

## 7. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBBI : 金利リスク						
項目番号		△EVE		△NIE		
		令和2年度末	令和3年度9月末	令和2年度末	令和3年度9月末	
1	上方パラレルシフト	956	1,044	56	71	
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0	
3	ステイプル化	702	755			
4	フラット化	0	0			
5	短期金利上昇	188	92			
6	短期金利低下	0	0			
7	最大値	956	1,044	56	71	
8	自己資本の額	3,235	3,289			

(注1) 金利リスクの算定手法の概要等は「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

(注2) 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。

## 1、勧誘方針

1. 当組合は、お客様の知識・経験・財産の状況を踏まえ、適切な金融商品の勧誘を行います。
1. 当組合は、お客様ご自身の判断と責任においてお取引していただけるよう、金融商品の内容やリスクの内容などの重要事項について、適切な方法によりご説明を行い、十分なご理解をいただくよう努めます。
1. 当組合は、正当な理由なく、早朝や深夜などの不適切な時間帯に、電話・訪問による勧誘を行いません。
1. 当組合は、お客様に対する勧誘の適正確保のため、内部管理体制を整備し、職員に対する研修を実施します。

## 2、経営者保証への対応方針

当組合は、経営者保証の課題に適切に対応するため、経営者保証に関するガイドライン研究会(事務局：全国銀行協会及び日本商工会議所)が公表(平成25年12月5日)した「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を自発的に尊重し、遵守します。

今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応し、お客様との継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

## 経営者保証ガイドラインの取り組み

具体的な取り組みとしては、借入の申込み時や保証契約の更改、事業承継などの機会に「経営者保証への対応方針」を説明し、ガイドラインで求められている以下の要件について充足状況を検証し、保証参加の要否を検討しています。

- ・法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること
- ・法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲であること
- ・法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であること
- ・法人から適時・適切に財務情報が提供されていることなど

また、既存の保証契約の見直しのお申し出があった場合や、保証債務を整理する場合においても同様に対応しています。

## 3、個人情報の取扱いについて

当組合では、個人情報保護および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下「[法]」といいます。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下、「法令等」といいます。）を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。当組合は、本保護宣言を各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けるすることにより、公表します。

## 個人情報保護宣言

### 【個人情報の利用目的】

当組合は、法令等に基づき、お客様の個人情報等を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

### 【個人情報の適正な取得について】

当組合では、上記1. で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取得いたします。なお、法第2条3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

### 【個人データの第三者提供】

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

### 【個人データの委託】

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

### 【個人データの共同利用】

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

## 【個人情報等の安全管理措置に関する方針】

当組合では、取り扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

## 【お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求】

### (1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

### (2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

### (3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による。）には、原則として利用停止等いたします。

### (4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

## 【ご質問・相談・苦情窓口】

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

総務部 T E L 0 8 8 - 8 5 2 - 1 2 1 1  
F A X 0 8 8 - 8 5 0 - 2 1 1 1

## 個人情報等保護に係る業務内容ならびに利用目的

### 【業務内容】

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- その他信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

### 【利用目的（個人番号を含む場合を除く）】

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- 組合員資格の確認および管理のため
- その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

### 【個人番号の利用目的】

- （1）役職員等（当組合の役職員並びにその配偶者及び扶養家族をいう。以下同じ）に係る事務
- ① 紹介・退職所得の源泉徴収票作成事務
  - ② 健康保険・厚生年金保険届出事務

- ③ 雇用保険届出事務
  - ④ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
  - ⑤ 国民年金の第3号被保険者の届出事務
  - ⑥ 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する各種申告、各種届出事務
- (2) 顧客等（当組合の個人の顧客及び組合員をいう。以下同じ）に係る事務
- ① 出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
  - ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
  - ③ 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
  - ④ 金地金取引に関する法定調書作成・提供事務
  - ⑤ 国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務
  - ⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
  - ⑦ 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務
  - ⑧ 預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（反則調査および滞納処分のための調査を含む。）  
・社会保障における資力調査に関する事務
  - ⑨ 預貯金口座付番に関する事務
- (3) 役職員等及び顧客等以外の個人に係る事務
- ① 報酬・料金等の支払調書作成事務
  - ② 不動産の使用料等の支払調書作成事務
  - ③ 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

◎個人情報開示各種手数料

種類	手数料
基本項目（注1）の開示	1,100円（基本手数料のみ）
上記以外の開示（注2）	基本手数料1,100円プラス1項目につき1,100円

（注1）（基本項目） カナ氏名、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、携帯電話番号

勤務先名または職業、勤務先の電話番号

（注2）（2項目の開示の場合） 1,100円+（1,100円×2項目）=3,300円

以上

## 個人情報の第三者提供先

当組合では、お客様の個人情報について、以下の第三者へ個人情報を提供いたしております（お客様の個人情報について第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合本支店窓口にご連絡ください）。

### 【個人情報を提供する第三者】

#### 1. 個人信用情報機関

(1) 提供情報の内容：氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先等の本人情報・借入金額・借入日・最終返済日等

(2) 当組合が加盟する個人信用情報機関

該当先なし

提供先	利用目的	提供情報の内容	提供手段
高知県信用保証協会	保証利用状況の確認、保証申込の受付等	氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・勤務先・年収・家族構成等	借入申込書による
全国保証株式会社	住宅ローンの保証業務	氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・勤務先・年収・家族構成・住居の状況等	ローン申込書と同時に複写で作成される保証委託申込書による
株式会社オリエントコーポレーション	各種ローンの保証業務	氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・勤務先・年収・家族構成・住居の状況等	ローン申込書と同時に複写で作成される保証委託申込書による
全国しんくみ保証株式会社	各種ローンの保証業務	氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・勤務先・年収・家族構成・住居の状況等	ローン申込書と同時に複写で作成される保証委託申込書による
株式会社クレディセゾン	各種ローンの保証業務	氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・勤務先・年収・家族構成・住居の状況等	ローン申込書と同時に複写で作成される保証委託申込書による
株式会社ジャックス	各種ローンの保証業務	氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・勤務先・年収・家族構成・住居の状況等	ローン申込書と同時に複写で作成される保証委託申込書による
三菱UFJニコス株式会社	各種ローンの保証業務	氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・勤務先・年収・家族構成・住居の状況等	ローン申込書と同時に複写で作成される保証委託申込書による
財団法人教育資金融資保証基金	教育ローンの保証業務	氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・勤務先・年収・家族構成・住居の状況等	保証依頼書による

## 個人情報の共同利用先

当組合では、お客様の個人情報について、以下の特定の者と個人情報を共同利用いたしております。

### 【個人情報の共同利用先】

一般社団法人高知県銀行協会 高知手形交換所 (URL:<http://www.zenginkyo.or.jp/>)

利用目的

手形・小切手の円滑な流通の確保および金融機関における自己の与信取引上の判断

- ・ 提供情報の内容

不渡りとなった手形・小切手の振出人(為替手形については引受人)および当座取引開設の依頼者に係る下記の情報  
氏名・屋号・住所・生年(設立)月日・職業(業種)・資本金・手形小切手の種類および額面額・不渡または取引停止の別・

交換日・支払銀行・持出銀行・不渡事由・取引停止処分を受けた年月日・参加している手形交換所および銀行協会

- ・ 詳細については、別紙「不渡情報の共同利用について」をご覧ください。

#### **4、本人確認法に関するお願い**

麻薬などの不正取引等から得た資金の洗浄・テロリズムに対する資金供与の防止などのため「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」(本人確認法)が施行されました。当組合においても法律に基づき、お取引の際にはご本人の確認のため、所定の公的証明書を提示していただくことが必要となりました。

公的証明書の提示がない場合は、お取引ができないことがありますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

#### **5、預金保険制度（ペイオフ）について**

預金保険制度とは、預金保険法に基づき金融機関が万一破綻した場合、預金保険機構が1金融機関1顧客あたり預金の元本1,000万円とその利息などを保証する制度です。

また「①無利息 ②要求払 ③決済サービスを提供できる」の3条件を満たす預金は「決済用預金」として元本全額が保証されます。

(外貨預金、譲渡性預金など保証対象外商品もありますので、窓口にお問い合わせください。)

#### **6、キャッシュカード被害の抑制について**

##### **■ 暗証番号、カードの管理について**

暗証番号は、生年月日・電話番号などの他人に推測されやすい番号以外をお選びください。キャッシュカードは、ご本人であることを示す各種書類（運転免許証・健康保険証など）とは別に保管されるようお願いいたします。

##### **■ 盗難・偽造カード被害の補償について**

平成17年4月1日より被害にあわれたお客様に対してキャッシュカード200万円、ローンカード100万円を限度とした保証をつけています。個人・法人全てのカードを対象としています。

##### **■ ATM 1日利用限度額の設定（個人の方）**

1口座あたり、1回50万円までで1日合算100万円まで  
(他金融機関での使用も含め)

##### **■ ATMによる暗証番号変更**

ATMの初期画面（機能選択画面）にある「暗証番号変更」ボタンを押し、案内表示に従って操作していただきますと変更ができます。他金融機関のATMでは、変更はできません。

**営業時間外にカード、通帳、お届印の紛失・盗難や特殊詐欺などの被害に遭われた時の緊急ご連絡先**

**信組 ATM センター 047-498-0151 (24 時間受付)**

(営業時間内は各店舗までご連絡ください。)

## 7. 改正利息制限法の施行について

平成 22 年 6 月 18 日からの改正利息制限法等の施行に伴い、総合口座貸越取引およびカードローン取引において、貸越等のご利用金額に応じ、法定の金額を超える次の ATM 利用手数料が利息とみなされることとなります。

お借入またはご返済金額が 1 万円以下の場合:	手数料金額のうち 110 円超の金額
お借入またはご返済金額が 1 万円超の場合:	手数料金額のうち 220 円超の金額

本件に伴い、お客様が、口座をお持ちの金融機関以外の CD ・ ATM で貸越等のお借入やご返済をご利用の際に、お取引ができない等のご不便をおかけする場合がございます。

お客様への具体的な影響につきましては、金融機関ごとに異なりますので、詳しくは、口座をお持ちの金融機関にお問い合わせください。

### 当組合のキャッシュカード・ローンカードをお持ちのお客様へ

平成 22 年 6 月 18 日以降、利息制限法の改正に伴い、当組合のキャッシュカード・ローンカードをご利用のお客様が、当組合以外の提携 ATM をご利用される場合に、 ATM 利用明細票に示されたお客様の負担される ATM 利用手数料よりも、実際にご負担いただく手数料金額が減額される場合がございます。

これは、利息制限法の改正 (※1) により、 ATM を利用した以下のようなお取引の一部において、一定金額以上の ATM 利用手数料が新たに利息とみなされることとなつたため、当該金額以上の手数料が発生するお取引では、その手数料の一部を当組合が負担するためです (※2) のでご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

- ・ キャッシュカードによる出金時に残高不足により総合口座のお借入が発生する場合
- ・ キャッシュカードによる入金時に総合口座の借入残高のご返済が行われる場合
- ・ ローンカードによるお借入・ご返済

※1 利息制限法施行令第2条および出資法施行令第2条（平成19年11月公布）

により、CD・ATMを利用したお借入またはご返済の際にお客様にご負担いただくATM利用料（消費税込）について、「お借入またはご返済の金額が1万円以下：110円超、同1万円超：220円超」の場合、その超過額が利息と見なされることが定められたものです。

※2 対象となるお取引では、お客様にご負担いただくATM利用手数料は、お借入またはご返済の金額が1万円までの場合には110円まで、お借入またはご返済の金額が1万円超となる場合には220円までといたしますので、ATMを設置している金融機関がこれを超える手数料を請求する場合には、差額は当組合が負担いたします。また、判断の基準は出金額、入金額ではなく、それぞれカードローン・総合口座のお借入額、ご返済額となります。

なお、預金の入出金につきましては、今までどおりATM設置金融機関の定める手数料をご負担いただきます。

## **8. 反社会的勢力に対する基本方針**

「反社会的勢力に対する基本方針」（平成21年7月15日制定、平成22年10月1日改正）を定め反社会的勢力に対して下記の事項を遵守することにより、お客様の当組合に対する信頼を維持し、業務の適切性・健全性の確保に努めております。

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

### **1. 組織としての対応**

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

### **2. 外部専門機関との連携**

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

### **3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断**

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

### **4. 有事における民事と刑事の法的対応**

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

### **5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止**

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

## **☆ 地域貢献に関するディスクロージャー**

### **1. 地域に貢献する土佐信用組合の経営姿勢**

当組合は、土佐市・吾川郡いの町（旧本川村・吾北村を除く）・高知市（旧鏡村・土佐山村を除く）・須崎市を営業区域とし、地元の中小零細事業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。

中小零細事業者や住民一人ひとりの顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常に顧客（組合員）の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考える事を活動の基本としております。また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

### **2. 預金を通じた地域貢献**

地元の皆さまからお預かりした大切な資金（預金・積金）は、地域の方や地域の中小企業・事業者の方に、厳正かつ公正な審査に基づき円滑な資金供給（融資などの実行）を行い、お客様及び地域社会の健全な発展に資するよう心がけています。

#### 貸出金（令和3年9月末 27億2,870万円）

預金・積金に占める割合： 7.95%

#### 貸出金以外の運用（令和3年9月末 359億5,027万円）

預け金や有価証券などで運用しています。預け金は主に全国信用協同組合連合会への定期預け金としており、有価証券は安全性を第一として債券を中心に運用しています。

### 3. 融資を通じた地域貢献

#### (1) 貸出先数・金額（令和3年9月末現在）

事業者先数	87先	設備資金	2億2, 100万円
		運転資金	7億6, 772万円
個人先数	404先	16億1,	625万円
内：個人（住宅ローン）	92先	12億1,	172万円
内：個人（消費者ローン）	119先	6,	607万円
内：個人（その他）	193先	3億3,	846万円
地方公共団体	1先	1億2,	372万円
計	492先	27億2,	870万円

#### (2) 地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は、高知県の中小企業向け制度融資の取扱窓口に指定されており、  
令和3年9月末現在 67件 5億6, 513万円のご利用をいただいております。

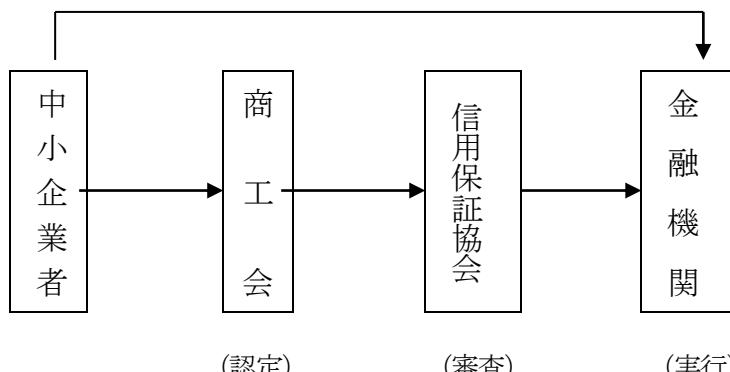
#### 制度融資の概要

多くの中小企業者、小規模企業者の方にご利用いただける制度で設備資金や運転資金、経営安定の為の資金その他特別な目的でご利用いただける資金等皆様が事業のために必要とする資金に対して幅広い融資を行っています。

#### ◎中小企業者、小規模企業者の範囲

	業種	資本金	従業員
中小企業者	製造業その他の業種	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	小売業	5千万円以下	50人以下
	サービス業	5千万円以下	100人以下
小規模企業者	商業・サービス業	—	5人以下
	その他の業種	—	20人以下

#### ◎融資までの流れ（代表例）



※ 資金によっては、申込先が異なったり、県が直接認定を行ったりしますので、詳しくは、各資金の概要の手続き欄を御参照ください。  
(詳しい制度の名称・概要・融資条件等は店頭に備え付けています。)

#### ◎ 申込に必要な書類

申込書は申込窓口にありますが、一般的な添付書類として次のものが必要となりますので、あらかじめ御用意ください。

なお制度ごとに特に徴するものがありますので、申込窓口にご確認ください。

- 法定登記簿謄本及び定款
- 決算書類及び最近の試算表、資金繰り表
- 工事見積書及び図面、パンフレット等
- 許認可等の必要なものは、その写し、又は申請書の写し。
- 県民税・市町村民税を滞納していないことの証明（過去1年間の納税証明書）

#### ◎ 金利について

変動金利については、融資実行後、毎年4月の金利情勢により見直しとなります。  
固定金利の資金としては、中小企業経営支援資金の下請経営安定融資、季節融資等があります。

#### ◎ 保証料について

信用保証協会の保証料については、保証期間について全額を一括前払いが原則となっています。

#### ◎ 償還期間について

設備資金と運転資金の割合により決まります。

### （3）当信組の融資商品の概要と実績

当組合では、中小零細事業者や住民の資金ニーズにお応えするため、次のような融資商品を発売しております。令和2年9月末現在において下記通りご利用いただいております。

## ○国の教育ローン

5件 185万円

### ・ご融資の概要

ご融資金額	学生・生徒お1人につき300万円以内
ご返済期間	15年以内 (交通遺児家庭又は母子家庭の方については18年以内です。)
据置期間	在学期間内は利息のみのご返済とすることができます(ご返済期間に含まれます。)
保証	(財)教育資金融資保証基金 (連帯保証人による保証も可能)
ご返済方法	毎月元利均等返済 ボーナス月増額返済(ご融資額の2分の1以内) も可能です。

## ○カードローン

一般カードローン 19件 611万円

小口カードローン 10件 189万円

随時返済型カードローン 4件 86万円

### ・ご融資の概要

	一般カードローン	小口カードローン
資金用途	自由	自由
対象者	20歳以上65歳未満 勤続2年以上 (保証会社の保証が受けられる方)	20歳以上65歳未満 (保証会社の保証が受けられる方)
金額	300万円まで	50万円まで(主婦・パートの方は30万円まで)

※ 当組合のその他の融資商品(保証会社との提携のマイカーローン・とさしん教育ローンなど)については店頭・窓口にお尋ねください。

## 4. 取引先への支援状況等

### (1) 要注意先等のランクアップへの取組

当組合では、要注意先等のお取引先に対し、経営改善指導や金利減免等の支援を行っておりますが、正常先にランクアップしたお取引先は、令和3年度上半期は該当先がございませんでした。

### (2) 事業再生支援

該当先なし。

### (3) 創業支援

該当先なし。

## 5. 「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況」

### 中小企業（小規模事業者を含む）等の経営支援に関する取組み方針等

当組合では中小企業円滑化法の期限到来後においても、中小企業への経営支援として、創立以来、金融円滑化法が制定される以前から、通常の業務の一環として融資先の条件変更等の取組みを実施しており、今後も顧客対応方針に変わりはなく、期限到来後も引き続き、取引先からの債務の返済猶予や条件変更などの相談に積極的に取組んで行くこととしています。

その具体的な取組施策として、得意先活動（渉外 9 名）に重点をおき、他の金融機関との差別化を図り、小口融資とお客様よりの要請を待つのではなく、当組合から率先して提案していく 融資提案型セールス活動や全軒訪問の徹底等により新たな資金需要を掘り起こし、お客様の資金需要に応えていく態勢を整えています。

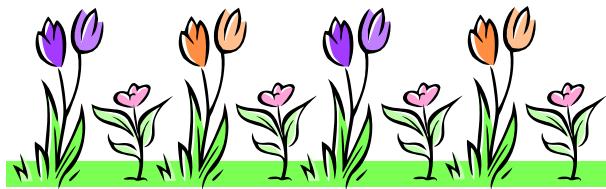
#### 1. 中小企業・個人事業主の組合員の皆さまからの貸付条件の変更等に関する申込み・相談に対する対応について

当組合は、中小企業・個人事業主の組合員の皆さまから資金調達や貸付条件の変更等のお申込み・ご相談をいただいた場合には、組合員の皆さまの現況等を十分に把握させていただいたうえで、その解決に向け迅速かつ誠実に対応します。

#### 2. 住宅ローンをご利用の組合員の皆さまからの貸付条件の変更等に関する申込み・相談に対する対応について

当組合は、住宅ローンをご利用の組合員の皆さまから期限延長や返済計画の見直しなど貸付条件の変更等のお申込み・ご相談をいただいた場合には、組合員の皆さまの現況等を十分に把握させていただいたうえで、その解決に向け迅速かつ誠実に対応します。

3. 貸付条件の変更等をされた組合員の皆さまの進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っている組合員の皆さまに対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導および経営改善支援に努めてまいります。



#### 金融円滑化法期限到来後の対応について

平成21年12月4日に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下、「金融円滑化法」といいます。)が本年3月末をもって期限が到来することとなります。土佐信用組合は、引き続き全役職員をあげて、なお一層の金融円滑化に取り組んでまいります。

1. 当組合は、金融円滑化法の期限到来後も、お客様からのご融資条件の変更等のお申出にできる限り対応する等、従来からの対応と変更はございません。また、引き続き、他業態も含め関係金融機関と十分連携を図り、ご融資条件の変更等や円滑な資金供給によりお客様への支援を継続してまいります。
2. 当組合は、お客様からの資金に関するご相談やご融資条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様が抱えている問題・課題を十分に把握した上で、その解決に努めてまいります。
3. 当組合は、一層のコンサルティング機能を発揮して、お客様の問題・課題に応じた最適な解決策を、お客様の立場に立って提案し、その実効性の確保を支援してまいります。

#### 【ご相談窓口のご案内】

##### (1) 営業店のご相談窓口

場所 各営業店

受付時間 平日9:00～17:00

(土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く)

##### (2) 本部の相談窓口

担当部署 管理部

電話番号 088-852-1211

受付時間 平日9:00～17:00

(土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く)

#### 4. 受付内容

- ①中小企業・個人事業主の組合員の皆様の資金調達や返済計画の変更についてのご相談
- ②住宅ローン等をご利用の組合員の皆様の返済計画の変更についてのご相談
- ③当組合とお取引がなく組合員でない皆様の資金調達や返済計画の変更についてのご相談

尚、ご返済計画のうち返済方法の見直しには一定の審査があり、審査の結果、ご意向に添えない場合がございますので、ご了承ください。

以上

## 6. 「地域密着型金融」推進方針

当組合の地域密着型金融は「多重債務者生活改善支援」「地域経済活性化に繋がる多様なサービスの提供」「中小企業再生・創業支援に的確に対応できる人材の育成」以上を重点に取組んでおります。

- ① 多重債務者生活改善支援については、協同組織金融機関である当組合が、地域密着型金融を推進する一環として、昨今社会問題化している多重債務者問題解消を目的に多重債務で返済に苦しむ組合員のため、司法書士等を交えた借入金の整理や、借換えするための資金の融資を行い組合員の安定した生活を取り戻すことを最大の目的として取組みを行っております。
- ② 地域密着化に繋がる多様なサービスの提供については、当組合では、創立以来、組合員・地域住民へのサービスや利便性の向上を最大の目的として経営いたしております。特に「土佐信用組合大会」には講演会・チャリティーバザー・福引大会等を行っており、1,000名以上の来場客があります。さらに毎年9月の「信組の日」には、全国一斉に行う献血運動や職員が店舗周辺を掃除するクリーンキャンペーンを行うなど、社会貢献にも力を入れております。また、土佐市商工会青年部に本店職員2名、宇佐出張所職員1名が所属することで、「大綱祭り」や「宇佐大鍋祭り」等の地域興しに参加、交流・深耕を図っております。
- ③ 中小企業再生・創業支援に的確に対応できる人材の育成については、当組合では、企業取引が少なく、必要とされる知識を日常活動の中で習得する機会が乏しいことからも業界団体主催の研修等への参加によりスキルアップを図っております。

## 7. 地域サービスの充実

### (ア) 店舗・ATM等の設置数

店舗数 2店舗（本店・宇佐出張所）

ATM等の設置数 2店舗（本店・宇佐） 平成25年8月26日宇佐へ設置

ATM等の設置数は2店舗のみで極めて少なくご不便をお掛けしていますが、お客様が他行設置のATM等を利用した際の手数料を、月10回を限度に当組合で負担（一括して月1回返却）しておりますので、ご利用ください。

### (イ) 顧客の組織化とその活動状況

母の委員（母の貯蓄運動協力者）

当組合では、昭和39年よりお母様方を対象とした貯蓄運動を展開しており、現在、母の委員60名の方々を中心として、組合行事などへの参加や業務運営などにご協力をいただいております。

令和3年度上半期活動 なし

6月27日 組合大会 新型コロナウイルス感染症拡大により中止

### (ウ) 情報提供活動

- 土佐市内を中心に新聞折込による情報提供
- ボン・ビバーン（生活情報誌） 業界で作成のものを店頭備置

### (エ) 講演会の開催

土佐信用組合大会にて

- 講演
- 大国様福引大会
- チャリティーミニバザー



## (才) 当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係るご苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

\* 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをおいいます。

### 当組合へのお申出先

「お取引先店舗」または「本店・総務部」に  
お願ひいたします。

#### 連絡先

##### 本店・総務部

住 所：土佐市高岡町甲 2137-1

電話番号：088-852-1211

##### 宇佐出張所

住 所：土佐市宇佐町宇佐 1683-3

電話番号：088-856-0040

受付時間：午前9時～午後5時

(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合総務部へご相談ください）。

名 称	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5 (全国信用組合会館内)
電話番号	03-3567-2456
受 付 日 時 間	月～金 (祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様から直接、前記弁護士会の仲裁センター等へ申し出ることも可能です。なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。

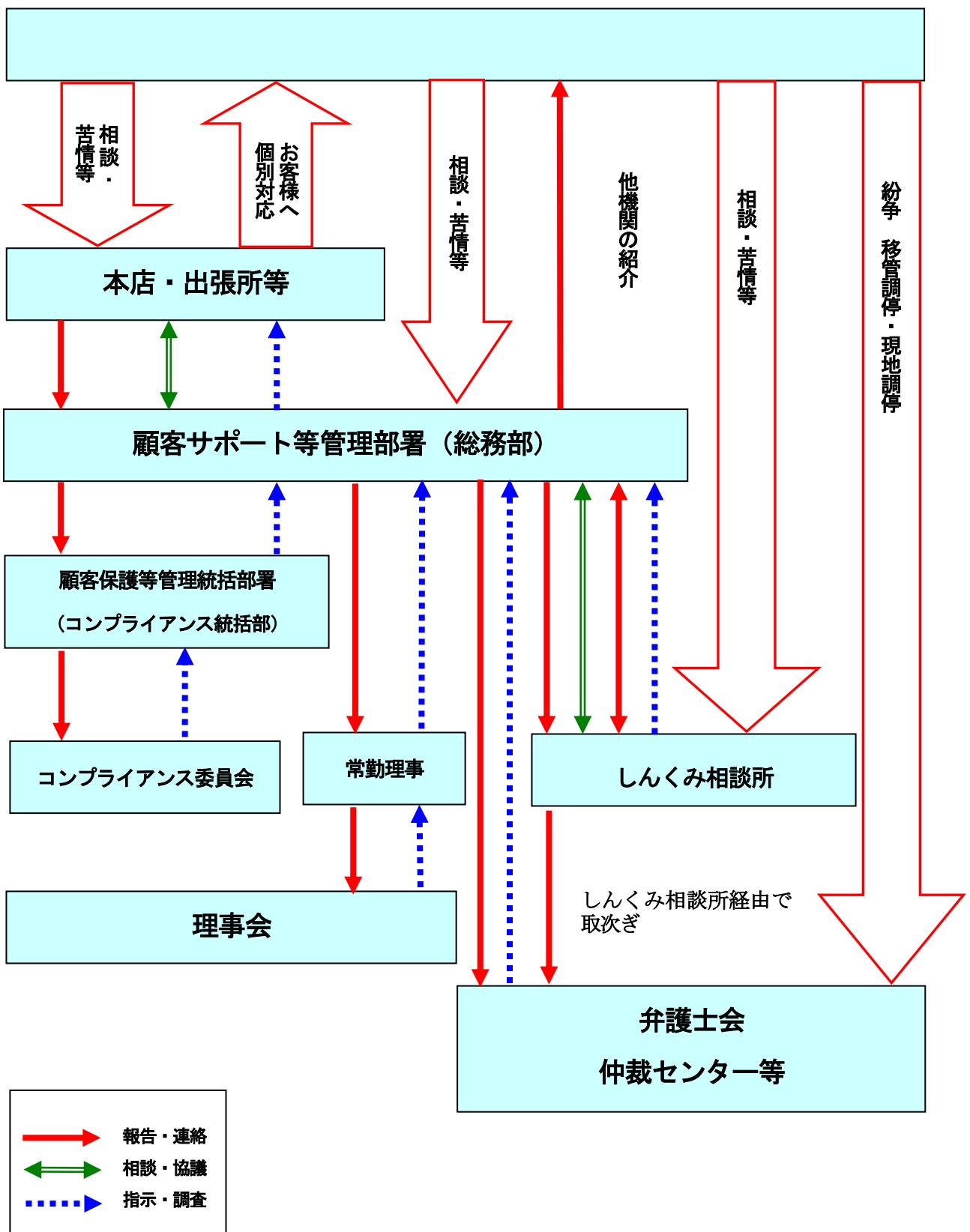
①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。  
 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。  
 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3
電 話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13：00～15:00	月～金(除 祝日、年末年始) 10:00～12:00、13：00～16:00	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13：00～17:00

当組合は、お客様からのお申出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、本店・総務部、出張所で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介し、その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務部が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

## 当組合の苦情受付・対応態勢（2021年9月30日現在）



## 8. 文化的・社会的貢献に関する活動

- ◎ 組合大会でのチャリティーバザーの売上金を社会福祉団体等へ寄付
- ◎ しんくみピーターパンカード（オリコカード）の利用額に応じ寄付金を受け、子供達の為に社会福祉団体等へ寄付
- ◎ しんくみの日等、本店にて年2回献血活動
- ◎ 地元商工会青年部への職員参加
- ◎ 講演

## V. お客様満足度の向上に向けた取組み

### 1. お客様の満足度を重視した金融機関経営の確立について

当組合では、お客様への情報提供の充実により、お客様と信用組合との情報格差を埋め、お客様が理解し納得して取引が出来ることを念頭に、更なる向上を目指して、下記の項目について経営（業務）改善を行っております。

#### 1. 相談業務（金融商品提案・情報提供・各種支援）の強化

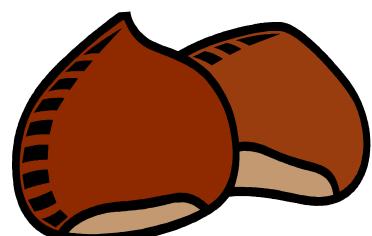
- ディスクロージャー誌などの説明、融資研修、有価証券販売研修など、勉強会開催
- 令和3年度も通信教育・勉強会・外部研修を引き続き実施

#### 2. 広報活動の見直し

- 新聞折込広告を通じ
  - ・ディスクロージャー開示項目の一部抜粋掲載
  - ・組合行事、その他情報の掲載
- ホームページへの情報掲載
- ディスプレイ広告（お客様への注意喚起等）
- ディスクロージャー誌等備置

#### 3. 魅力ある預金商品の販売（随時募集中）

- おたのし味定期積金
- 子育て応援定期積金
- トイレの紙さん改カラカラシュッシュ
- お母さんの貯金箱



#### 4. その他

○店頭感謝デー（毎月 10 日、本店・出張所）

- ・お取引をされたお客さまへ粗品をプレゼント

※現在は新型コロナウイルス感染拡大の影響により休止中

#### 2. トラブル・苦情等受付状況

令和3年9月末受付件数 3件

内 事務処理的トラブル 3件

- ・ トラブル発生の都度、原因を究明し勉強会・朝礼などにおいて、再発防止につとめています。
- ・ 必要に応じ内部規程等の改正も行っております。

内 苦情等 0件（うち照会0件、その他0件）

お客様との約束事（集金日・面談時間）などの苦情に対し、受付票（苦情内容・事後処理・反省文）を作成。勉強会の教材とし、再発防止に努めています。



主な手数料（令和3年9月末現在）

為替手数料			
種類	当組合より	他行あて	
振込手数料	当組合※但同一店内組合員無料 四国銀行 高知銀行 愛媛銀行 高知信用金庫	各店あて 5万円未満1件につき 220円 5万円以上1件につき 440円	
		ただし、左記の金融機関を除く 5万円未満1件につき 550円 5万円以上1件につき 770円 (ただし、組合員の方 660円)	
送金手数料	送金小切手	1件につき 550円	1件につき 880円
代金取扱手数料	当組合本店・宇佐出張所あて		小切手等 手形
	高知手形交換所参加店舗あて		小切手等 手形
	上記以外の店舗あて		小切手等 手形(普通扱) 手形(至急扱)
			1通につき 660円
			1通につき 880円
その他の手数料	振込・送金の組戻し料		1件につき 660円
	取扱手形組戻し料		1通につき 660円
	取扱手形店頭呈示料		1通につき 660円
	不渡手形返却料		1通につき 660円

発行手数料		
小切手帳	(50枚)	880円
約束手形	(50枚)	1,100円
残高証明書(1通)	当組合書式	継続発行 330円 随時発行 550円
	顧客書式	1,100円
	監査法人書式	1,650円
	外国語書式	1,100円
	各種取引証明書等(年毎・1件につき)	550円
通帳・証書・カード再発行		1,100円
預金口座振替一時停止届(1契約)		1,100円



CD・ATM使用料（令和3年9月末現在）

	ご利用時間	手数料	
		当組合のカード	当組合以外のカード
平日	9:00~19:00	0円	110円
土・日・祝日	9:00~19:00	0円	220円

当組合のカードを、他金融機関で使用した時のお客様ご負担の手数料は、  
月10回分に限り、お客様にお返しします。

融資関係手数料、その他手数料等の詳細につきましては冊子手数料のご案内等で店頭掲示しております。

# 業務のご案内

## ☆ とさしん年金スーパー定期

- ・とさしんで年金をお受取りいただいている方、または、とさしんで新たに年金のお受取りを開始される方。
- ・金利は、店頭に表示する1年ものスーパー定期の金利に0.5%プラス。うれしさもアップ。
- ・お預け入れ額は、お一人様100万円まで。・お預け入れ期間は、1年
- ・お取扱い期間　令和3年4月1日～令和4年3月31日

## ☆ スーパー定期

- ・プランに合わせて、1,000円から。300万円以上はさらにおトク。
- ・お預け入れ期間、1カ月から10年まで。
- ・3年以上は、半年複利で、利子課税繰り延べ計算（個人のみ）。

## ☆ 大口定期

- ・1,000万円から。お預け入れ期間、1カ月から5年まで。

## ☆ スーパー積金（定期積金）

- ・毎月のむりのないお積立てが、まとまった資金づくりの第一歩。
- ・目標定めて、今日からスタート。

## ☆ 無利息型普通預金

- ・全額保障されます。

## ☆ 各種ローン

- ・しんくみカードローン（カード1枚で簡単、便利）
- ・フリーローン（お使いみち自由、手続きカンタン、スピード融資）
- ・カーライフローン（ドライブ、旅行…ゆとりのマイカーライフ）
- ・教育ローン（お子様の教育関連資金に）・住宅ローン（マイホームの夢、実現）

## ☆ 一般のご融資

- ・手形割引……一般商業手形割引。
- ・手形貸付……運転資金など短期のご融資。
- ・証書貸付……設備資金など長期のご融資。
- ・当座貸越……一定の貸越限度まで自由にご利用できます。

## ☆ 年金受取

- ・まごころこめて、安心をお手渡し。
- ・あなたの大切な年金。お受取りは当組合で。

## ☆ 給与振込

- ・新しい私の頼れる口座。メリットいっぱい給与振込。
- ・新社会人の快適バンキング。給与振込は当組合へ。

## ☆ CDネットサービス

- ・お引き出しは、当組合のほか、全国提携金融機関（信用組合、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、農・漁業協同組合、労働金庫、信託銀行、ゆうちょ銀行等）のキャッシュサービスコーナーでもご利用いただけます。**入金ネット**の表示のある金融機関（現在、高知銀行、愛媛銀行、四国労働金庫、ゆうちょ銀行等）ではお預け入れも可能です。

### 《当組合のATMご利用時間》

【本店】平日…午前9時から午後7時まで【出張所】平日のみ…午前8時45分から午後5時まで  
土・日・祝日…午前9時から午後7時まで

### 《当組合のATMご利用金額等》（※他行でのご利用分を含みます。）

1回お引き出し、お振込み……50万円まで

1日のお引き出し、お振込み上限……100万円まで

### ご本人を証明する書類のご提出が必要となる主な取引

- ① 口座開設など（新規預金、ご融資、個人向け国債窓販など取引を開始される時）
- ② 200万円を超える現金の受入または払出し
- ③ 10万円を超える現金振込みなど